

貸出用

# 農業協力関係調査チーム派遣の手引

昭和55年1月

国際協力事業団  
農業開発協力部

0  
7  
)

JICA LIBRARY



1056569[5]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 5. 21	000
登録No. 06274	80.7
	AD

フィルム作成

## は し が き

国際協力事業団（JICA）は、開発途上国の経済社会の発展と国民福祉の向上に寄与するため、さまざまな事業を行っている。それらの国では、国民の8割以上が農村に居住し、直接に農業に依存しており、農業の発展がその国の経済の基礎を築くといっても過言ではない。事業団は、農業に関するさまざまな協力を実施し、その対象国は、東南アジアをはじめとして、中南米、中近東そしてアフリカにまで及んでいる。これらの経済・技術協力の一環として、調査チーム派遣は、プロジェクトの発掘からプロジェクトの評価まで多岐にわたっており、それぞれがプロジェクトの成否に直接に関係のある重要な活動である。

この手引は昭和50年1月発行の「農業協力調査団派遣の手引」を農業開発協力部から派遣する調査チームの派遣業務に携わる者の執務参考資料として、又、調査チームメンバーの業務の円滑なる遂行の一助となるように改訂したものである。

改訂にあたっては派遣事務手続の他に農業開発協力事業の概要、JICAの諸制度や規程等も含め、これらをわかりやすく解説することに努めた。

この手引の内容については規程等の改訂に伴い逐次改訂し不足の点を加えていくこととしているので、お気付きの点があれば、御意見をお寄せいただきたい。

昭和55年1月

国際協力事業団  
農業開発協力部長  
金 津 昭 治

## 目 次

第1章 農業協力の概要 .....	1
1-1. 農業協力の変遷 .....	1
1-2. プロジェクト方式協力 .....	1
1-3. プロジェクト協力の多様化 .....	4
第2章 農業協力関係調査チームの種類と内容 .....	8
2-1. 事前調査チーム .....	8
2-2. 実施協議チーム .....	8
2-3. 実施設計チーム .....	8
2-4. 計画打合せチーム .....	8
2-5. 巡回指導チーム .....	8
2-6. 機材修理チーム .....	9
2-7. エバリュエーションチーム .....	9
2-8. 基礎調査チーム .....	9
2-9. 長期調査員 .....	9
第3章 調査チームの派遣 .....	10
3-1. 調査チームの編成 .....	10
3-2. 相手国政府への通告 .....	10
3-3. 民間コンサルタントの活用 .....	11
3-4. 旅行代理店の指定 .....	11
3-5. 健康診断および予防注射 .....	11
3-6. パスポート及びビザの取得 .....	14
3-7. 調査チーム事前打合せ会議 .....	15
3-8. 討議々事録（R/D）案の作成 .....	15
3-9. 調査用資機材の調達および輸送 .....	16
3-10. 調査旅費の概算支給 .....	18
3-11. 渡航経費等の支払い（長期調査員等） .....	22

3-1 2.	現地調査費の概算払い	2 2
3-1 3.	出発日の連絡等	2 2
3-1 4.	出発手続	2 3
3-1 5.	保 険	2 3
3-1 6.	出発日の注意事項	2 4
第 4 章	現地滞在中	2 5
4 - 1.	在外公館・事業団海外事務所および相手国政府 等に対する表敬並びに打合せ	2 5
4 - 2.	事業団への報告	2 5
4 - 3.	調査旅費の返還	2 6
4 - 4.	現地調査費の取扱いについて	2 6
4 - 5.	調査用資機材の管理	2 6
4 - 6.	現地収集資料の管理	2 6
4 - 7.	報告書原稿の作成	2 7
4 - 8.	相手国政府に対する予備報告	2 7
4 - 9.	討議々事録等の署名	2 7
4-1 0.	調査チーム資機材の返送	2 7
4-1 1.	団員の帰国	2 7
4-1 2.	飛行機の予約と確認	2 7
4-1 3.	本邦への到着日の連絡	2 7
第 5 章	調査チームの帰国	2 8
5- 1.	事業団への報告	2 8
5- 2.	帰国後調査チーム団員が事業団に提出する書類	2 8
5- 3.	滞在費の精算	2 8
5- 4.	現地調査費の精算	2 8
5- 5.	調査用資機材の返納	2 9
5- 6.	調査団写真およびフィルムの保管等	2 9

5-7.	報告会の開催	29
5-8.	報告書・設計書等のとりまとめ	29
5-9.	調査内容の公表	30
5-10.	あいさつ状	30
第6章	臨時会計役の任務	31
6-1.	現地調査費の取扱いについて	31
6-2.	調査用資機材の取扱いについて	34
第7章	調査チームメンバーの所属先に対する人件費の補てん等	37
第8章	特別技術手当	38
第9章	福利厚生制度	39
9-1.	業務上災害補償	39
9-2.	共済給付制度	41
第10章	報告書の作成	44
10-1.	報告書の作成にあたって	44
10-2.	報告書の構成	44
10-3.	原稿執筆上の注意	43
10-4.	写真・図表のオリジナル作成	47
附 属 資 料		
1.	現地調査費の会計事務取扱について	51
2.	チームの紹介例（英文）	58
3.	Tentative Reportの例（英文）	62
4.	礼状の例（英文3通、和文1通）	69
5.	JIOA海外事務所、海外駐在員及び在外公館リスト	73
6.	国別予防接種証明書要求一覧表	93
7.	度量衡換算表	95
8.	農業開発協力部の組織及び連絡先	98

## 第1章 農業協力の概要

### 1-1. 農業協力の変遷

農業協力の変遷を見ると、コロンボプランに加盟した昭和29年(1954年)に、まず個別協力(専門家派遣、研修員受入)に始まり、次いでセンター方式を経て、昭和42年(1967年)プロジェクト協力の発足をみて、今日に至っている。

1960年代の中頃において開発途上国の食糧問題や一次産品貿易問題がいわゆる南北問題としてクローズアップされ、これらに関連した国際会議が相次いで開かれたが、とくに1966年4月、わが国の提唱により開催された第1回東南アジア閣僚会議とその結果、同11月に開催された東南アジア農業開発会議であった。この会議では、開発途上国の食糧問題の解決のみならず、経済開発の推進にあたっては積極的な農業開発が必要であることが強調され、農業開発戦略が提案された。

当時、すでに農業協力は今までの個別協力やセンター方式による協力は規模的にも、協力効果からしても限界があり、開発途上国の要請にはこたえられなくなっており、新協力方式としてのプロジェクト協力が考えられ、1967年に予算3億7千万円の事業費をもって、海外技術協力事業団(OTCA)に農業開発協力室が発足した。1979年度の予算は国際協力事業団(JICA)の農業開発協力部他2部で43億6千万円(他に開発調査費、センター費、産業開発協力費約30億円がある)である。

### 1-2. プロジェクト方式協力

事業団が行っている技術協力の形態は、基本的には①研修員の受入れ、②専門家の派遣③機材の供与であり、これら3形態を単独あるいは組合せによって行うものである。各種形態のうちで上記3種類を組合せ、技術協力計画の立案から実施まで一貫して計画的かつ総合的に行うものをプロジェクト方式技術協力と呼んでいる。この方式は、相手国の開発計画への拠点を設け数ヶ年にわ



たり技術協力を行う。この協力のため事業団は各種調査チームの派遣、専門家の派遣、機材の供与及び研修員の受入れを効果的かつ有機的に組合せて実施している。

一方、開発途上国は、プロジェクトの拠点となる土地、建物、施設等の準備、カウンターパートの提供及び運営費等のローカルコストを負担し、相互に協力してプロジェクトを運営する。この方式の協力は数ヶ年にわたり、人的にも金額的にもかなりの規模の協力を実施するので、事前に十分な合意が必要で、通常政府間協定あるいは討議々事録(R/D)が署名される。

プロジェクトの一般的な流れとしては図-1のようになる。

また、プロジェクト方式の技術協力のしくみを図示すれば図-2のとおりである。

図-1 農業協力プロジェクトの流れ

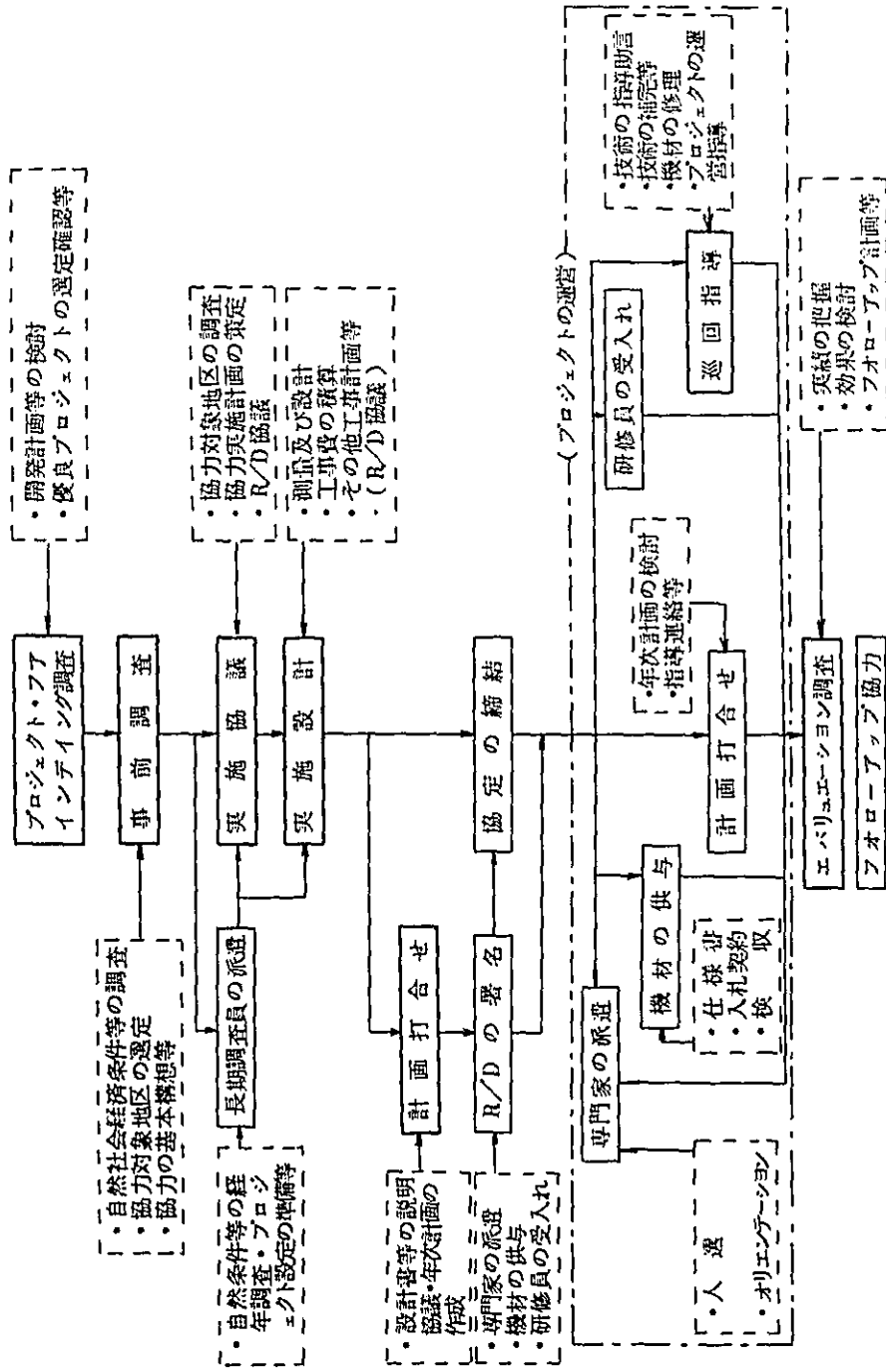
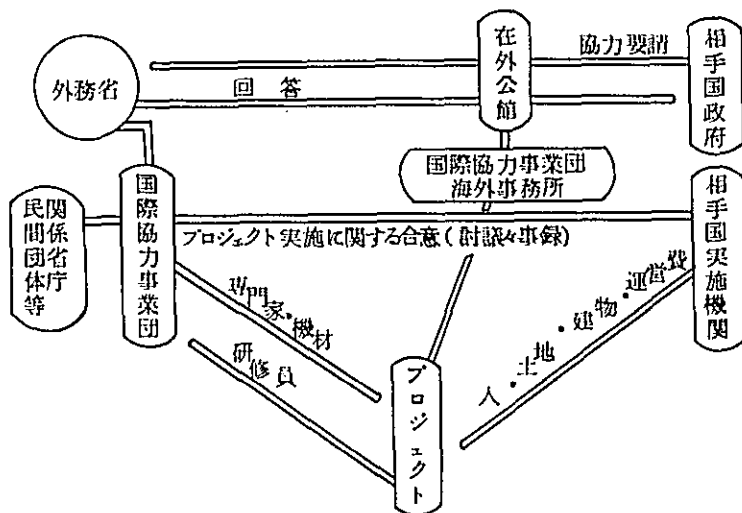


図-2 プロジェクト方式技術協力のしくみ



### 1-3. プロジェクトの協力の多様化

プロジェクト協力発足当初はプロジェクト協力構想にも示されるとおり稲作開発プロジェクトが中心をなした。プロジェクト協力を発足させる理由が食糧増産に寄与するという目的をもったことから当然のことである。しかし開発途上国の農業開発と一口に言っても比較的開発の進んだ国もあり必ずしも一律に論じる訳にはいかない。国によっては食糧増産よりは経済開発の一環としての農業開発に関心があるとか、あるいは労働力不足の解消のため農業機械化のみに関心があるというのはこの良い例である。また近年は、単なる食糧増産や、農民の所得向上につながるプロジェクトを限定された地域についてのみ行なうのではなく広範な地域にわたって実施を要請する国があったり、稲作分野のみの協力ではなく、畑作、園芸、畜産、養蚕などの作目分野をも含めた協力要請を行なう国もあり、さらにこのような実用的協力とは別に基礎的な教育および研究協力の要請を行なう国や農業開発の合理的なプランニングと実施に対する技術協力を要請する国もあって、農

業協力は多彩を極めている。

現在、農業協力事業として実施しつつあるプロジェクト協力は大きく分類し次のタイプに区分される。

(1) センター方式

農業センターのはしりは1960年の東パキスタン農業訓練センター、次いで1962年及び1964年にインドに計8カ所設置された模範農場、1966年カンボディアの農業、畜産の両センターであるが、これらはいずれも訓練又はデモンストレーションを主とするものであった。このうち、インドの模範農場は1968年に農業普及センターに発展改組し、周辺地域への普及協力を付加して、現行のプロジェクト協力に近いものとなった。これらのセンターは現在すべて終了しているが、現行のセンター方式プロジェクトとしては、タイ養蚕開発（センターを中心にサブセンター4カ所、さらにその周辺にパイロット集落をもつ）、バングラデシュ農業普及（中央農業普及開発研究所が地方普及所及びコミュニティセンターと交流する）等がある。

(2) モデル開発（パイロットファーム）プロジェクト

1969年、農業協力事業としてフィリピン稲作開発協力、1970年、ラオスタゴン農業開発協力、1971年、インドネシアタジム地区農業開発協力（いずれも現地終了）が開始されたが、いずれも当該国の農業開発地域（800～3500ha規模）内に100～250haのパイロット地区を設定し、そこにかんがい等のインフラ整備、改良技術の訓練普及、農民組織の育成等をパッケージして行うものであった。このパイロット計画の役割はその地区内で完成した技術や制度が地区内に定着すれば、これが本体である開発地域へ、さらに周辺の地域までも広く波及することにある。

この方式は次第に地域総合開発方式へと移行してきている。  
また、対象面積も大きくなってきたため、食糧増産援助等に

よる側面的な援助によりその効果を高めている。

現在、タイかんがい農業開発、ブラジル、リベイラ川流域農業開発計画、ネパールジャナカプール地域農業開発計画などのプロジェクトを実施中である。

### (3) 研究・教育協力プロジェクト

この方式の協力は、開発途上国の人的資源の開発と技術水準の向上により、長期的な発展基盤を培養する目的をもったものであり、相手国の研究機関等において、試験研究手法の移転、研究体制の整備、研究水準の向上、教育内容の充実をその具体的なねらいとしている。開発途上国の農業開発を進める場合、その基礎となる適正な技術の開発が肝要であり、時間がかかるようであるが、最も基本的な協力方式である。

なお、教育協力については、現在インドネシア、ボゴール農科大学に農産加工学科の拡充強化を目的として、文部省の協力を得て実施中であり、さらに、タイ・カセサート大学に対しても協力を予定している。

現在、研究協力は、1970年から実施している。インドネシア農業研究計画、ブラジル農業研究計画などのプロジェクトを実施中である。

### (4) 普及、訓練協力プロジェクト

この方式による協力事業は現地に普及又は訓練センターを設置し、農業、畜産、林業等の各部門での普及可能な技術の組立て、相手国普及員農業技術者の訓練、近代的な生産技術の展・演示等を中心に技術協力を行うものである。この方式では人と物との結合により、技術の改良普及の事業を総合的に行い、地域開発の拠点としての技術協力の波及効果も大きい。

なお、訓練プロジェクトのうち、ユニークなものとして、インドネシア南スラウェシ地域農業開発計画の作成手法技術の移転を目的としており、プロジェクト作りのノウハウを移転しているといえよう。

現在、バングラデシュ農業普及計画、マレーシア水管理計画  
などのプロジェクトを実施中である。

## 第2章 農業協力関係調査団の種類と内容

### 2-1. 事前調査

#### (1) プロジェクト選定調査チーム

保健、医療、農業、林業等特定の分野において複数の要請案件がある場合に、プロジェクト方式技術協力実施の観点から要請案件の良否を調査し、優良案件を選定する。

#### (2) 事前調査チーム

要請案件に対するプロジェクト方式技術協力の可能性につき、要請の背景、計画の内容、相手国の開発計画との関係、現地事情、相手国において付与される特権、免除等に関する現地調査を含む基礎的調査を行う。

### 2-2. 実施協議チーム

事前調査を踏まえ、要請案件に関する協力の場所、規模、期間、双方がとるべき措置、相手国において付与される特権、免除等につき相手国実施機関と協議し、必要な場合は事前調査で解明し得なかった点についての調査も行い、協力の基本計画を作成のうえ、これを実施機関相互の討議々事録(R/D)にとりまとめ署名する。

### 2-3. 実施設計チーム

討議々事録(R/D)が作成される前の段階において、プロジェクトの拠点予定地区の灌漑施設や農場等の基盤整備を必要とする場合に、必要な設計、事業量の積算等を行う目的で、コンサルタントを含むチームとして派遣する。

### 2-4. 計画打合せチーム

協力中のプロジェクトの実施状況を調査するとともに、協力の実施に係る年次計画の策定、協力計画の一部変更等具体的事項につき相手国側実施機関と打合せる。

### 2-5. 巡回指導チーム

協力中のプロジェクトに関し、技術上、運営上の問題点を解明

し、わが国派遣専門家、及び相手国側カウンターパート等に対し高度な技術的指導及び必要な助言を行う。

#### 2-6. 機材修理チーム

供与済みの機材に現地で修復し得ない故障を生じた場合の補修、あるいは機材の一般的保守、管理につき、わが国派遣専門家及び相手国側カウンターパート等に対し、技術的指導及び必要な助言を行う。

#### 2-7. エバリュエーション・チーム

協力期間が終了に近づいたプロジェクトにつき、第三者の立場から従来の協力効果を測定すると共に、相手国へのプロジェクトの引き継ぎの可否、協力の継続が必要と判断される場合の協力方法につき、調査及び相手国側実施機関との協議を行う。

#### 2-8. 基礎調査チーム

個々のプロジェクトに直接関係することなく、農業協力を効果的に行うための方策を見出すための基本的調査。

#### 2-9. 長期調査員 (R/D)

討議々事録が作成される前の段階、あるいは、作成後 R/D に基づく本格的協力が開始されるまでの間、季節的な理由から短期の調査により把握し得ない気象、水文・作付体系の各種データを収集・分析等本格的協力の準備をするために長期調査員を3カ月から1ケ年にわたって派遣することがある。



## 第3章 調査チームの派遣

### 3-1. 調査チームの編成

#### (1) 調査チームの派遣決定

事業団は関係各省会議の結果に基づき次の事項を明確にしたうえで調査チームの派遣を決定する。

- 1) 経緯および目的
- 2) 派遣時期、派遣期間および調査日程
- 3) 団員構成および員数
- 4) 所要経費（調査旅費、現地調査費、資機材購送費、技術費、報告書作成費、国内旅費）
- 5) 報告書作成計画
- 6) コンサルタントを必要とする場合には、コンサルタントとの契約内容と締結

#### (2) 調査団員の人選決定

##### 1) 人選決定

事業団は関係省庁と協議のうえ、団員構成及び員数を決定する。

事業団職員以外の者を派遣する場合には、これらの団員については、関係省庁及び関係団体に推せんを依頼する。

##### 2) 委嘱状の交付

事業団は、団長および団員に調査団の任務を委嘱する。委嘱にあたっては、総裁名をもって委嘱状を交付する。

調査チームの、業務調整は原則として事業団職員が行い、業務調整担当者に対しては臨時会計役が発令される。

### 3-2. 相手国政府への通告

上記3-1.の調査チームの編成が決まると事業団はその旨外務省に連絡する。外務省は公信又は公電で在外公館を通じ相手国政府に通知し、調査団受入れ確認をとりつけるとともに在外公館に対しては、便宜供与等を依頼する。

また、事業団は別途事業団の海外事務所あて調査チーム派遣について連絡する。

### 3-3. 民間コンサルタンツの活用

実施設計チームのように測量・計画策定・設計などが伴う場合コンサルタンツの協力を必要とすることがある。この場合事業団はプロポーザル方式によって当該業務に適した民間コンサルタンツ会社を選定し業務実施又は役務提供契約を結び調査チームの一員として派遣する。契約にあたってはコンサルタンツ会社に対して直接人件費、諸経費、技術経費、調査旅費等を支払う。

### 3-4. 旅行代理店の指定

事業団は次の業務を代行させるため旅行代理店（旅行エージェント）を指定する。

- 1) 航空券の購入
- 2) フライトスケジュールの作成および航空機座席予約
- 3) 公用旅券（パスポート）の取得
- 4) 入国査証（ビザ）の取得
- 5) ホテルの予約
- 6) 別送貨物通関および発送手続
- 7) 空港での塔乗および手荷物発送手続
- 8) 帰国時別送貨物引取り

なお、外貨交換は指定の銀行に外貨交換を依頼する。

### 3-5. 健康診断および予防注射

#### (1) 健康診断

団員は気候・風土の異なる海外での調査活動に耐え得る強健な身体の保持者であることを要するので、事業団所定の健康診断書用紙をもって、事業団指定の病院、または最寄りの公共医療機関（国・公立病院・保健所・大学病院・特殊法人・共済組合・健保組合）で健康診断を受け、この診断に合格することが必要とされる。しかしながら、派遣期間が短い場合、受診は本人の希望によっている。事業団の指定医療機関は次のとおりで

ある。

新宿三井ビルクリニック

東京都新宿区西新宿 2-1

新宿三井ビル 4階南側

電話 (344) 3311(代)

診断に要する費用は、後日旅行雑費として支払うので、領収書の保管、提出が必要となる。

受診義務、検診項目及び受診料事業団負担額は、派遣期間及び年齢の区分に応じて次表のとおりである。

検診の内容等		団 員	
		派 遣 期 間	
		1 カ月未満 全 員	1 カ月以上 全 員
一般検診	受診義務	本人の希望による。	有
	検診項目	A	A
	受診料の 事業団負 担額	最高 5,000円ま での実費額	最高 5,000円ま での実費額
特別検診	受診料の 事業団負 担額	無	当該検診について、 事業団の指示があっ た場合に限り、当該 検診項目の実費額を 負担する。ただし、 受診項目 A 及び B に 係るものを含めて 16,000円を限度とする。

(備考)

受診義務：受診義務が「有」の団員であって、当該派遣前3カ月以内に社内検診等を受けた者であり、かつ、その検診項目が団員の派遣期間及び年齢の区分に応ずるこの表の検診項目を網羅している場合は、当該健康診断書を提出して、受診義務を免れることができる。

検診項目A：身長、体重、視力、色神、聴力の検査、血圧の測定、赤沈、赤血球、白血球、血色素、ヘマトクリット、尿検査(糖、蛋白)、肝機能検査(GPT及びGOT)及び胸部X線直接撮影

検診項目B：胃のX線直接撮影及び心電図

受診料の事業団負担額：文書料又は診断書作成料を含む。なお、前述の事業団指定医療機関で受診すると、その費用は、事業団負担額内となる。

特別検診：一般検診の検診項目以外の検診項目に係る検診及び一般検診を受けた後の精密検診をいう。

(2) 渡航のための予防接種証明書

この証明書は、出入国の際必要とされますので、団員は出発までに予防接種を行ない、その証明書 International Certificate of Vaccination (英文による一定の書式で通常イエローカードと称される)を受け取っておいて下さい。

どの予防接種の免疫証明が必要であるかは、国によって異なりますが具体的には接種を受ける病院等で尋ねて下さい。

通常は、

- ① 天然痘(有効期間は3年)
- ② コレラ(有効期間は6カ月)

これらの接種は、新宿三井ビルクリニック(前述)、神戸・大阪の検疫所、大都市の検疫所指定の病院、外務省診療所等において受けることができるが、黄熱病とペストは、品川、横浜、福岡および神戸の検疫所以外では

受けられない。

コレラとベストの予防接種は、出発前2回行なう必要があり、通常2週間以内に2回（第1回目は出発17日前、第2回目は10日前）行なう。他の予防接種は1回行なう。又、異種の予防接種（例えば黄熱病とコレラ）を同時に受けることはできないので、予めこれらについて調べておく必要がある。接種の費用は、実費額を支払いますので団員は領収書を事業団へ提出して下さい。

ただし、法定以外の予防接種は自己負担とする。

なお、附属資料6.国別予防接種証明要求一覧表を示した。

### 3-6. パスポートおよびビザの取得

パスポートおよびビザは通常公用のものを取得するがこれらの取得は旅行代理店に代行させる。これらの手続には写真および戸籍抄本が必要なので、団員は次により準備して事業団に提出する必要がある（国家公務員は、各省担当課へ提出のこと）

#### 1) 写真 5枚（白黒又はカラー写真）

5cm×5cm、上半身、背景は白、背広、ネクタイ着用正面（スピード写真等変質しやすいもの及び6か月以上経過したものは不可）

#### 2) 戸籍抄本 1通

（ただし国家公務員の場合は不要）

パスポート取得後ビザの取得申請のためには、パスポートに本人の署名が必要なので、署名する日時、場所等についてはその都度事業団担当者又は旅行代理店の担当者と打合せを行い、団員に連絡する。

#### 3) 一般パスポート

一般数次パスポート保持者は、公用旅券発給のため、一時一般旅券を外務省で保管するのでそれを担当者に提出すること。また、前回海外海航時の公用旅券の無効手続（Void）してい

ない場合、Voidにしておく必要がある。

### 3-7. 調査チーム事前打合せ会議

人選が内定すると、調査チームは現地調査の事前準備をするとともに次の事項について打合せを行い、調査チームの調査方針各自の業務分担等を明確にする。

- (1) 相手国事情についてのオリエンテーション
- (2) 調査の範囲
- (3) 団員各自の業務分担
- (4) 調査方法・具体的なスケジュール等の検討
- (5) 関係資料の収集（必要な資料が国内で得られぬ場合、相手国政府に資料の収集を要請する。）
- (6) 調査用資機材の検討（機材のリストアップとその調達方法および輸送について）
- (7) 報告書作成に関すること。

### 3-8. 討議々事録等案文（Record of Discussions）の作成

既に述べた如くプロジェクト方式技術協力においては、その性格上、相手国との間でプロジェクトの目的、協力の場所、規模、分野、協力期間、実施機関、双方がとるべき措置、プロジェクトの遂行のために相手国において派遣専門家に与えられるべき特権、免除及び便宜供与、機材に関連した関税等の免除、その他につき協力の開始前に十分な合意がなされる必要がある。

このためプロジェクト方式技術協力においてよく用いられている方法が実施機関相互で作成する討議々事録（Record of Discussions, R/D）である。

プロジェクト実施協議チーム等が派遣され、討議々事録、運用計画書（Plan of Operation）等を取りまとめ署名する場合は、事業団はあらかじめ関係各省と協議して討議々事録等の原案を作成する。

外務省はこの原案に基づいて日本側案を取りまとめ、調査チー

ムはこの原案を携行して相手国政府との交渉にあたる。なお実施協議チームの携行するR/D案は総裁の決裁を得ておかなければならない。

### 3-9. 調査用資機材の調達および輸送

#### (1) 医薬品、事務用品等

医薬品、事務用品、写真フィルム等については、事業団において購入する。これ以外で各人が必要とするものは個人の負担で用意する。

医薬品、事務用品等の輸送は通常、団員が手分けして携行する。

#### (2) 調査用資機材

実施設計調査チームのような現地で測量等を行う調査チームでは、調査用資機材を携行する必要がある。調査機材については調査チームは調査の内容、現地の事情（便宜供与、運搬、管理など）、輸送方法、調査方法などの点を充分考慮した携行計画をできるだけ早期に調査打合せの際作成し、少なくとも発送の3週間前には購送機材の内容明細表を作成して事業団担当者に調達を依頼する。事業団はこのうち必要と認めたものにつき、購入または借上を行なう。

調達方法には、在庫調達、外部からの借上、新規購入の3通りがある。

- 1) 在庫調達：開発調査関係部に保管されている物品は、在庫資機材リストに記載されているので参考にする。必要があれば、資機材担当者の説明をうけ、物品によっては修理または調整を必要とする場合もあるので、当該団員が事前にチェックする。
- 2) 借上：在庫調達不能であって外部から借上可能の場合には借上調達する。
- 3) 新規購入：在庫調達および借上調達ができない場合は新規購入する。

メーカーおよび製品を指定する場合は、その事由を明らかにし、仕様、購入先、価格、その他購入に必要な資料を添付する。

(3) 調査用資機材の梱包

1) 梱包は輸送方法によって異なるが、大体次のとおりである。

対象資機材	梱包方法	梱包人	輸送方法
資 料 事務用品、 医薬品 フィルム 小型機材	トランク ダンボール箱 その他	団 員 資 機 材 担 当 者	超過手荷物（エクセス）または 航空貨物
大型機材	独立梱包	貿易業者また は運送業者	航空貨物ま たは船便

2) 団員の個人的な携行品は、資機材の梱包に加えてはならない。

3) 団員、特に臨時会計役は、梱包には必ず立会い、資機材担当者の説明をうける。

(4) 調査用資機材の輸送

1) 輸送の手続きは、旅行代理店または輸送業者にこれを依頼する。

2) 海上輸送にするか、航空輸送にするかは、調査用機材の種類、量、輸送期間の長短等を考慮して、現地調査の実施に支障のない範囲で事業団がこれを決定する。

超過手荷物（Excess Baggage）の場合は、同乗機で輸



送される。別送貨物（Unaccompanied Baggage，アナカン）の場合は、別便で輸送されるので、出発2～3日前に手続きをし、現地税関でAirway Bill、旅券、航空券を呈示すれば引き取れる。

国によっては、引き取りにかなりの日数を要するので、調査日程の作成にはこれらの事情を考慮する必要がある。

- 3) 航空貨物、船便の場合は、貿易または輸送業者を通じ、保険、無為替輸出許可申請の手続きを行なうので、相当期間（約1カ月）の余裕をみておく。

外国製品を携行する場合には、所定の手続きをとする。

- 4) 調査のために、現地で取得した土壌・植物等の本邦輸入禁止品を持帰る必要がある場合は、あらかじめ輸入禁止品輸入許可を受けなければならない。

### 3-10. 調査旅費の概算支給

団員には現地調査期間中の外国旅費が概算支給され、帰国後精算する。

外国旅費とは、支度料、日当、宿泊料、航空賃、旅行雑費（予防注射料、健康診断料、出入国税、出入国手数料、空港利用税の実費額）及び上京、帰京旅費（東京以外に在勤の者）であり、事業団の規程により算出した額を円貨で支給する。

日当、宿泊料の外貨交換は事業団の指定する銀行が行ない、航空券購入手続きは、指定旅行代理店が行なう。

団員の支度料、日当および宿泊料は事業団の定める団員の格付に応じ算定する。

団員の格付は学歴年数—国家公務員については給与の等級号俸一を基準とし必要ある場合はその他の事情を考慮して決定する。

#### (1) 支度料

支度料は、団員の格付及び派遣期間の区分により第1表の定額を支給する。派遣の日から起算して過去1カ年以内に事業団又は国より支度料の支給を受けている場合は、その額を差し引

いた額を支給する。ただし、その額が定額の4分の1に満たない場合には、定額の4分の1に相当する額を支給する。

なお、派遣後派遣期間の延長が行われても支度料の追給は行わない。

第1表 支 度 料

(単位：円)

派遣期間 団員の号	15日未満	15日以上 1カ月未満	1カ月以上 ~3カ月未満	3カ月以上 1年未満	1年以上
特号	43,120	86,240	104,720	123,200	200,000
1号	39,080	78,160	94,910	111,650	190,000
2号	35,035	70,070	85,090	100,100	180,000
3号	33,015	66,030	80,180	94,330	165,000
4号	30,995	61,990	75,270	88,550	150,000
5号	26,950	53,900	65,450	77,000	120,000
6号	26,950	53,900	65,450	77,000	90,000

(2) 旅行雑費

渡航に必要な健康診断料、予防接種の費用及び任地・順路直行経由地の出入国手数料、空港施設利用料は旅行雑費として実費支給（健康診断料の場合は限度額の範囲内）する。

健康診断料、予防接種費用の立替領収書は出発前に、出入国手数料及び空港税領収書は着任後又は帰国後、事業団へ提出すること。

(3) 航空賃等

航空運賃は航空旅行について航空券にて支給する。又、ファーストクラスとエコノミークラスの区分は次のとおりである。

- 1) 特号の格付であって5名以上（業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約に基づき派遣される者は除く。）で構成される。調査チーム（相手国政府と折衝を行うチームであつ

- て、巡回指導、機材修理チームは含まない)のリーダー。
- 2) 1) のリーダーとして派遣された者が再度同一プロジェクトの調査チームのリーダーとして派遣される時。
  - 3) 上記以外のチームのリーダー及び団員はエコノミークラスの運賃

なお、使用済の航空券は旅費精算の手続上必要なので、帰国後事業団へ提出する。

(4) 日当・宿泊料及び食卓料

調査団員に対しては、本邦出発の日から本邦帰着の日までの間滞在費として日当及び宿泊料又は食卓料を第2表の定額により支給する。

日当、宿泊料については、次の調整を行う。

- 1) 同一地域に長期間滞在する場合、その地域に到着した日の翌日から起算して、31日目以降は、日当及び宿泊料について定額の10%、61日目以降は、同じく定額の20%を控除する。
- 2) 任国政府等により住宅が提供される場合は、宿泊料について第2表の定額により控除された場合はその残りの額)の20%を控除する。
- 3) 団員が、任国政府等から日当及び宿泊料に相当する現金の提供を受ける場合は、一定額については受領を認めるが、それを超える額については日当及び宿泊料から相当額を控除する。

第2表 日当・宿泊料及び食卓料

(単位:円)

団員の号	日当(1日につき)			宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
特号	5,400	4,700	4,300	16,700	14,500	13,100	6,400
1号	4,700	4,200	3,800	14,600	12,700	11,400	5,600
2号	4,700	4,200	3,800	14,600	12,700	11,400	5,600
3号	4,000	3,500	3,200	12,500	10,900	9,800	4,800
4号	4,000	3,500	3,200	12,500	10,900	9,800	4,800
5号	4,000	3,500	3,200	12,500	10,900	9,800	4,800
6号	3,400	3,000	2,700	10,400	9,100	8,200	4,000

- 備考
1. 指定都市とは、ニューヨーク、サンフランシスコ、モスクワ、パリ、アブダビをいう。
  2. 甲地方とは、次の地域のうち、指定都市以外の地域をいう。
    - (1) 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド及びバーミューダ諸島並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島を除く。)
    - (2) ヨーロッパ大陸(ソビエト連邦を含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島及びカナリア諸島を含む。)
    - (3) オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(マリアナ諸島、マーシャル諸島及びカロリン諸島並びに西イリアン及びその周辺の島しょ並びにガラパゴ

ス諸島及びイースター島を除く。)

3. 乙地方とは、指定都市及び甲地方以外の地域をいう。
4. 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は乙地方につき定める額とする。

### 3-1 1. 渡航経費等の支払い（長期調査員等）

事業団は、3カ月以上の派遣の調査団員（長期調査員等）に対して派遣手続の事務処理上、下記のとおり旅費及び派遣手当を支払う。

#### (1) 派遣前における支払い

派遣期間が6カ月以内の場合は派遣期間分の旅費及び現地調査費等を、派遣期間が6カ月を超える場合は6カ月分の旅費を、赴任時に事業団において支払う。

#### (2) 派遣中の支払い

派遣中事業団から団員へ支払う経費（国内俸は除く。）は外地の銀行を通じて送金する。

したがって、団員は赴任前又は着任後速やかに銀行口座を開設し、事業団に滞在費等受取銀行口座指定届を提出する必要がある。なお、外地の銀行は、任国内の銀行でも他の国の銀行でも差し支えない。

### 3-1 2. 現地調査費の概算払い

現地調査費の概算払い

現地調査費は、現地調査の業務を実施するために必要な経費であり、個々の支出条件ごとに事業団本部の会計機関で処理することができないため、臨時会計役に概算払いを行なう。

臨時会計役は円貨で概算額を受領した後、外貨（ドル）に交換し、携行する。

現地調査費の精算は帰国後行なう。

現地調査費の取扱いについては第6章で改めて説明する。

### 3-1 3. 出発日の連絡等

出発日が最終的に決まると事業団は事業団の海外事務所（海外事務所がない場合は在外公館）に出発日および到着便名をテレックスまたは電報で連絡する。

現地でのホテルの予約は原則として海外事務所または在外公館に依頼するがエイジェントを通じて直接予約することもある。

#### 3-1-4. 出発手続

出発日の1～3日前に事業団において最終的な出発手続を行なう。

- (1) 出発届の提出（事業団所定の様式）
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 外国旅費等の支給
- (4) 外貨交換
- (5) 航空券、イエローブック、パスポート、ビザの確認
- (6) 携行品の確認

なお、調査団員の身廻り品等の手荷物で、航空会社の無料扱いとなる重量は、原則としてファーストクラス30kg、エコノミークラス20kgであり、それを超える重量1kgにつきファーストクラス片道運賃の1%の超過料金を支払わなければならないので、出発前にあらかじめ手荷物の重量をチェックしておくことよい。詳しくは、担当課に尋ねて下さい。

#### 3-1-5. 保険

事業団は団員の派遣期間中の業務によらない事故に対し、事業団海外共済会による給付により、措置している。（第9章参照）

また、業務による災害に対しては、国家公務員及びJICA職員以外の団員について国の実施している労災保険に特別加入している。

なお、団員が個人的に保険を必要とする場合は旅行エージェントに相談することが便利である。また、空港ロビーにおいて申込書に必要事項を記入し、保険料を支払えば、保険をかけることもできる。旅行エージェント及び空港ロビーで扱っている保険の種

類は次のとおりである。

- 1) 旅行傷害保険  
不慮の怪我の保険
- 2) 旅行疾病保険  
病気になった場合の保険
- 3) 旅行疾病死亡保険  
病気による万一の死亡保険
- 4) 旅行損害保険  
カメラ等貴重品の盗難等の保険

### 3-16. 出発日の注意事項

団員は、当日出国手続きにかなりの時間を必要とすることがあるので、出発1時間半前に空港の出発カウンターへ行き、次の手続きを行なう。また、箱崎のTCAIでは、日航等でチェック・インできる。

- ① 搭乗のためのチェック・イン
- ② 荷物の計量（超過荷物の空送および別送品の空送品の空送手続きも同時に行ないます。）別送品の手続きは午前9時まではできない。
- ③ イエローカードのチェック
- ④ 出国（E.D）カードの記入
- ⑤ 通関手続
- ⑥ 外国製腕時計、宝石等の持出し申告

以上の手続きに必要とする書類は、

- (1) パスポート
- (2) イエローカード
- (3) 搭乗券
- (4) 航空切符

等です。

なお、携行手荷物の計量等の便宜上、団員は同時にチェックインしていることが多い。

## 第4章 現地滞在中

### 4-1. 在外公館、事業団海外事務所および相手国政府等との打合せ

調査チームは現地に到着後直ちに在外公館および事業団海外事務所を訪問して、調査の目的、範囲、日程等について打合せを行なう。ついで、大使館担当官等とともに相手国政府ともこれを行ない、特に便宜供与の確認を行なう。またあらかじめ連絡済みの調査日程を確認することが重要である。

### 4-2. 事業団への報告

- (1) 業務報告：調査チームは現地滞在中、必要に応じて事業団本部に調査の状況について報告する。

航空郵便宛先	東京都新宿区西新宿2の1 新宿三井ビル内 私書函216号 国際協力事業団 農業開発協力部長宛 TOKYO JAPAN
電報宛先	JICAHDQ TOKYO
テレックス	Call J22271 Answer Back Code JICAHDQ J22271

なお、電報あるいはテレックスにて事業団に連絡するときは、本文の冒頭に農業開発協力部の略であるADを付加し、末尾に調査団名及び発信者名を入れること。

- (2) 調査計画変更の報告義務：現地事情等により当初計画をやむを得ず変更しなければならない場合（調査内容の一部変更、滞在期間の短縮あるいは延長、潜在地変更等）は、団長はその変更内容および理由を事業団に報告し、事業団の指示をうけるこ



ととする。また同時に大使館担当官に依頼して公電又は公信にて外務省に報告するものとする。

#### 4-3. 外国旅費の返還

当初の計画と異なった行動（たとえば滞在期間の短縮、滞在地の変更、航空賃の等級変更、出発前に予約した現地国内航空賃の未使用特）により生じた残額は事業団に返還することとする。滞在費等の追加支給は、あらかじめ事業団の了解を得たもの以外には行なわれない。

#### 4-4. 現地調査費の取扱いについて

- (1) 現地調査費の支出範囲は、第6章に記載してあるとおりである。現地で要する経費の公費（現地調査費）負担と私費（滞在費）負担の区別を守ること。
- (2) 現地調査費の出納については、臨時会計役が責任をもち、証憑書類を確実に保管する。

#### 4-5. 調査用資機材の管理

- (1) 携行中（引渡し時から返却時まで）の調査用資機材の管理は、臨時会計役が行なう。
- (2) 開梱後、当該団員はそれぞれ使用する資機材をチェック、調整をしておく。
- (3) 使用中は当該団員が慎重かつ良心的な管理を負う。
- (4) 現地の事情によっては、盗難の危険があるので、調査団員全員が常に管理には注意を払う。
- (5) 現地にて破損、紛失、盗難等の事故が生じた場合、備品については直ちに在外公館を通じて事業団に連絡するとともに適切な措置をとる。

#### 4-6. 現地収集資料の管理

調査のために、調査団が相手国政府その他の関係機関から（有料または無料にかかわらず）入手した資料の所有権は事業団に属するものであるため、調査団員は責任をもって保管し、報告書とりまとめ後事業団に提出すること。

調査団員は、資料を入手した都度、その資料名と、入手先等を記入したリストを作成すること。

#### 4-7. 報告書原稿の作成

調査チームは、記憶の新たな現地調査期間中に、可能な限り報告書原稿を書き上げるとよい。

#### 4-8. 相手国政府に対する予備報告

調査チームは、現地調査終了後離国前に在外公館と協議の上、相手国政府に対して調査の概括的予備報告書（英文）を提出することがある。（附属資料に例文を掲載している。）

#### 4-9. 討議々事録等の署名

討議々事録等のとりまとめのため相手国政府と打合せ中において、日本側の原案に重要な変更が生じた場合は、在外公館を通じ公電で日本政府の訓令をあおいてから相手国側に回答すること。

#### 4-10. 調査チーム資機材の返送

- (1) 原則として海上輸送とする。ただし、特に緊急を要するもので、予算の許す場合は航空輸送としてもよい。
- (2) 輸送費は原則として日本到着払いとする。
- (3) 返送資機材の梱包荷物中に団員の私物を同梱することは厳に慎まなければならない。

#### 4-11. 団員の帰国

団員はあらかじめ事業団の了解を得た場合を除き、計画日程にもとづく予定日までに計画行程により帰国しなければならない。

#### 4-12. 飛行機の予約と確認

帰国日決定次第、航空機座席の予約を行ない搭乗する。さらに、72時間以前にその予約の確認（reconfirmation）を行なう。

#### 4-13. 本邦への到着日の連絡

調査チームは、現地離国前に、帰国日、航空便名を事業団宛に電報で連絡するものとする。

この連絡を受けたのち、事業団は団員所属機関留守宅等にその旨連絡する。

## 第5章 帰国後

### 5-1. 事業団への報告

調査チームは、帰国後直ちに事業団に対して、現地調査の概略的報告を行ない、今後の報告書作成のための具体的打合せを行なう。

### 5-2. 帰国直後調査団員が事業団に提出する書類

事業団の内部手続きのために調査チームは帰国後、できるだけ速やかに下記の書類を事業団に提出するものとする。

- 1) 帰国届
- 2) 旅券(外務省で無効手続後、返却する。)
- 3) 航空券カバー
- 4) 出国税領収書
- 5) 現地調査日程表
- 6) 現地収集資料リスト
- 7) 現地調査費精算書および残金(臨時会計役)
- 8) 調査用機材返還(臨時会計役)
- 9) 成果品とりまとめ日程表
- 10) その他あらかじめ提出要求のあったもの

### 5-3. 滞在費の精算

事業団は、前項の帰国届、調査日程、航空券、旅券及び出国税の領収書にもとづいて滞在費等の精算を行なう。返納金のある場合には団員は事業団の行なった精算にもとづき、速やかに返納しなければならない。

旅券、航空券カバーおよび出国税の領収書がない場合には、それに係る旅費の返納を求められることがある。

### 5-4. 現地調査費の精算

臨時会計役は、当該旅行を完了して帰国した日から2週間以内に、現地調査費の精算を行わなければならない。現地調査費に残金が生じた場合は、原則として帰国後翌日に円貨に交換し、会

計課に借受入れをしなければならない。

#### 5-5. 調査用資機材の返納

- (1) 調査用資機材は、帰国後すみやかに事業団に返納する。
- (2) 返送した資機材の開梱には、資機材リストとの照合、破損、故障、紛失などの点検をするので、事業団の資機材担当者、プロジェクト担当者、調査チームの臨時会計役が立会うものとする。同時に調査チームは事業団に現地での資機材の状態、調整、修理の有無を報告する。
- (3) 事業団の了解なしに調査団が現地で処分した資機材は、帰国後事業団に弁償する必要がある。

#### 5-6. 調査用写真およびフィルムの保管等

資機材等購送費で購入したフィルムによる現地撮影写真等について事業団で複製し、保存するので原版の提示を求めることがあるので団員は少なくとも1年間責任をもって保管する必要がある。  
(注) 事業団支給のフィルムの現像およびベタ焼の費用は団員負担、事業団保存のための記録アルバム、報告用スライド、報告書添付用写真等の焼付、引伸、複製の費用は事業団が負担する。

#### 5-7. 報告会の開催

事業団は調査チームの帰国後直ちに報告会を開催する。報告会には団長および団員、JICA、外務省、関係省担当者が出席し、調査内容の報告を行う。報告会における調査報告書の内容、様式等についてはJICA担当者と打合せのうえきめる。

#### 5-8. 最終報告書等のとりまとめ

調査チームは必要の都度会合を持ち、速やかに調査報告書等の成果品をとりまとめるものとする。報告書作成過程において資料の翻訳を必要とする場合には事業団の経費をもって翻訳することができる。

調査チームから提出された報告書原稿にもとづいて、事業団は報告書の翻訳、印刷を発注するが、これらに関する校閲、校正は

調査チームが行なうこととしている。レポートの書き方は第10章に記す。

#### 5-9. 調査内容の公表

団員は、報告書完成以前に、調査内容を講演、執筆等により公表する場合は、あらかじめ事業団の了解を得るものとする。

団員は調査内容で特に事業団が指定するものについては、秘密を保持しなければならない。

#### 5-10. 現地への報告

調査チームは帰国後すみやかに現地滞在中の関係者に礼状を送付するとともに帰国後の処置状況等について簡潔に伝えることが望ましい。

参考のため、礼状の1例を巻末附属資料に掲載した。

## 第6章 臨時会計役の任務

### 6-1. 現地調査費について

#### (1) 臨時会計役

事業団総裁は、調査チームが現地滞在中に業務上必要とする現金出納の職務を分担させるために臨時会計役を任命する。この任命に基づいて、臨時会計役は概算払いを受けた現地調査費の管理、支出、精算を責任をもって行なわなければならない。

#### (2) 現地調査費の受領

現地調査費は、臨時会計役が円貨で概算額を受領し、外貨に交換、帰国後精算する。

なお、現地調査費の外貨交換手続きは、事業団の指定する外国為替取扱銀行にて行なう。

#### (3) 現地調査費の支出

1) 現地調査費とは、現地調査に際し、臨時会計役が携行する費用で、海外における業務を実施するうえに必要な経費として、支出されるものである。

2) 現地調査費の出納については、臨時会計役が責任をもって行ない、取引ごとにその証憑書類を確実に取り付け、保管する。

3) 臨時会計役は、現地滞在中において現金出納帳を備え、現地調査費を支出の都度記入し、受払いを常に明らかにしておくものとする。

また、予算残額と現金とは常に照合しておく必要がある。

4) 臨時会計役は、現地調査費内訳の各費目予算の範囲を超えて、流用してはならない。

5) 現地調査費の主な用途は次のとおりである。

a) 現地交通費：現地で業務遂行のため利用する交通機関（航空機、汽車、船等）の運賃

注）ただし、飛行場からホテルまでの往復費用は現地交

通費には含まれない。これらは各人の日当に含まれている。

- b) 車輛借上料：現地作業用の車輛（航空機、船等）の借上げ経費

注） 長期間にわたり借上げるものについては、必要があれば事前に賃借契約を行ない、事故の場合の処理あるいは金銭的な処理にトラブルを起こさないよう留意する。

- c) 傭人費：調査作業に必要な通訳、人夫、運転手、タイピスト等の人件費

注意事項については、車輛借上の場合と同様である。

- d) 通信運搬費：電報、電話、航空郵便等により、現地内および現地から事業団へ業務連絡を行なうための経費および調査用資機材を現地国内間および現地から本邦まで返送するための経費

注） 返送費は原則として着払いとする。

私的な通信連絡また私物の返送は勿論個人で負担しなければならない。

- e) 会議費：調査チーム又はリーダーが主催者となり、現地政府、大使館および調査チーム関係者を招集して行なう打合せ会議のための経費。

注） 調査チーム内部および大使館担当官と打合せたり、食事をする費用は当然個人の日当から支払うべきである。

なお、会議費の支出にあたっては出席者のリストが必要であるので必ず作成しておく。

- f) 資料購入費：主として現地調査および報告書のとりまとめに必要な資料（書籍、図面、写真）または機材等を購入する費用である。

注） 私的に購入した資料は個人で負担しなければならない。

(4) 現地調査費の精算

1) 精算の期限

臨時会計役は、当該調査を完了して帰国した日から2週間以内に現地調査費の精算を行わなければならない。

2) 残額および支出した経費の返納

携行した現地調査費に残額がある場合、精算にさきだち、速やかに円貨に交換の上当該金額を直ちに事業団担当職員に手渡し、担当職員は会計課にて仮受け手続きを行なったうえ精算し、精算額が確定した際には、当該金額を直ちに返納する。

経費の支出に係る証憑書類がない場合（紛失もしくは入手できない場合）、原則的に支出がなかったものとして、当該金額を返納しなければならない。

3) 精算に必要な証書類

a) 収支明細書

b) 証憑書類

精算に必要な証憑書類とは次のものをいう。

(i) 日本からの出国に際し、邦貨を国際通貨に換えたときおよび日本への帰国に際し、携行した国際通貨を邦貨に換えたときの銀行発行の外貨交換証書

(ii) 旅行先において携行した国際通貨に更に現地通貨に換えたときおよび通貨を国際通貨に換えたときの交換証書

(iii) 支出した経費に対する領収書

4) 旅行先における現地の事情もしくは止むを得ない理由等により、証憑書類が入手できない場合は、次のものにより代替することができる。

a) b) の(ii)の交換証書については、JICA海外事務所又はは、在外公館の証明またはこれらに所属する関係者の証明

b) b) の(iii)の領収書についてはJICA海外事務所又は、在外公館の証明



- c) 鉄道、バスおよびタクシー等交通機関（契約のうえ一定期間を限り借上げるハイヤー等を除く）の証憑書類の入手困難なものについては、調査チームの責任者（団長もしくははその代理）の承認をもって替えることができる。

#### 6-2 調査用資機材の取扱いについて

##### (1) 臨時会計役任命の趣旨

臨時会計役は、現地調査のために携行した調査用資機材および現地で購入した物品の使用および管理に関する責任を明確にするために任命されるものである。

##### (2) 調査用資機材の受領

###### 1) 引渡し

- a) 資機材が調達されたならば、資機材担当者より臨時会計役に引き渡すが、梱包する前に担当団員が確認する。
- b) 引渡し後、臨時会計役は資機材担当者に所定の借用証(様式5)を提出する。
- c) 携行期間中(引渡し時より返却時まで)の資機材管理について万全を期すよう、資機材担当者の説明をうける。

###### 2) 梱包

団員は返送時のこともあるので、梱包には必ず立合い、資機材担当者の説明をうける。

###### 3) 調査用機材の輸送

輸送の手続きは、事業団が航空代理店または輸送業者にこれを依頼する。

##### (3) 調査用資機材の管理

- 1) 携行中(引渡し時から返却時まで)の調査用資機材の管理は、臨時会計役が行なう。

臨時会計役は他の団員にその事務処理を委任することができる。調査団員は調査用資機材の使用にあたっては破損すること

- 2) 調査団員は調査用資機材の使用にあたっては破損することのないよう慎重に扱わねばならない。

- 3) 現地到着後臨時会計役は、別送資機材を引き取り、パッキングリスト (EQUIPMENT LIST で代用することもある。)により不着、破損、紛失等の事故の有無を確認する。  
もし、事故がある場合には直ちに在外公館と連絡をとり、輸送会社あるいは保険をかけた場合は、保険会社にクレームを申し立てて損害査定を受ける。
  - 4) 現地にて破損、紛失、盗難等の事故が生じた場合、備品については直ちに在外公館を通じて事業団に連絡し、一方適切な措置をとる。
  - 5) 調査用資機材は調査終了後、あらかじめ事業団が了解している場合のほかは、原則として本邦に持ち帰るものとし、相手国に寄贈したり在外公館に保蔵することはできない。  
なお、次に該当する資機材は現地にて処分してもやむを得ない。
    - a) 事故にあった備品で前出の措置をとり、かつ事業団が認めた資機材。
    - b) 備品以外で相当汚損磨耗し、反復利用に耐えないとみられる資機材。
    - c) 事務用品、フィルム、医薬品、キャンプ用品の一部などの消耗品。
    - d) その他あらかじめ事業団が認めた資機材。
- (4) 調査用資機材の返送
- 1) 原則として海上輸送とする。ただし、特に緊急を要するもので、予算の許す場合は航空輸送してもよい。
  - 2) 輸送費は原則として着払いとする。
  - 3) 現地調達した本邦輸入禁止品 (土壌、植物等) を輸送しようとするときは、輸入禁止品許可ラベルを梱包品に添付のうえ発送する。
  - 4) 返送資機材の梱包にあたっては、臨時会計役は携行資機材リストと照合し、破損、故障、紛失の有無を点検、確認し、

パッキングリストを作成する。

- 5) パッキングリストは、本邦における別送申告、通関の手続き上コピーを5部作成し、必要に応じてあらかじめ事業団宛送付する。
  - 6) 返送資機材の梱包荷物中に団員の私物を混入することは厳に慎まなければならない。
  - 7) 現地からの返送手続きが完了次第、必要に応じて輸送方法（航空便）、梱包数および発着予定日を事業団宛に打電する。
  - 8) 調査用資機材を航空貨物、船便等の手荷物以外の方法で返送したときは、臨時会計役は、帰国航空機内において別送申告書に記入し、空港税関において受付印を受領し、その書類を事業団担当職員に提出すること。
- (5) 調査用資機材の返納
- 1) 調査用資機材は、帰国後すみやかに返納する。
  - 2) 開梱には、資機材リストとの照合、破損、故障、紛失などの点検をするので、(事業団の資機材担当者、プロジェクト担当者及び、調査チームの臨時会計役)が立会うものとする。同時に調査チームは事業団に現地での資機材の状態、調整、修理の有無を報告する。
  - 3) 事業団の了解なしに調査チームが、前ページ(3)の5)に該当しないもので現地で処分した資機材は、帰国後事業団に弁償する必要がある。

## 第7章 調査団員の所属に対する人件費の補てん等

事業団は民間、その他の団体（公社、地方公共団体等）から調査団員の派遣を容易にするために、補てん額の全部が所属先において団員の利益に使用されることを条件として、当該団員の人件費を所属先に補てんしている。「所属先」とは、団員が本邦において在籍する法人その他の団体をいう。但し国家公務員及び契約を結んだコンサルタント会社から派遣される調査団員は所属先補てんの対象としない。

また、無職者に対しては、所属先補てんに代わるものとして事業団の規程に定める額（国内俸という）を直接支給する。

詳しくは、担当課に尋ねてください。

## 第 8 章 特別技術手当

調査団員のうち高度の技術・知識・経験等を有する団長および団員で技術協力を実施するうえに必要な能力が極めてすぐれていると認められる者に対して技術手当を支給する。本報酬の支給対象者及び支給別（A、B、C）の決定は、団員の技術、資格、学歴、職歴、地位、名声等を考慮のうえ、事業団の「専門家等の養成確保身分処遇に関する委員会」の議を経て総裁が行う。

本手当は、調査団が任国に到着した日の翌日から任務を終えて任国を出発する日の前日までを支給期間とする。

## 第9章 福利厚生制度

### 9-1. 業務上災害補償

団員が派遣期間中、業務上の負傷・疾病又は死亡等の災害を受けた場合、通常の業務上災害に対しては、国の労働者災害補償保険特別加入制度（国家公務員、JICA職員、特別嘱託者及び業務実施契約・コンサルタント役務提供契約に基づき派遣される者は除く。）により、赴任及び通勤途上の災害は、事業団の災害補償基準によりそれぞれ補償が行われる。ただし、国、相手国政府等による補償が行われるときは、本補償は行われぬか又は調整を受けることがある。

#### (1) 補償内容

労災保険特別加入制度及び災害補償基準の補償の内容は下表のとおりである。

#### (2) 必要書類

業務上の災害が発生した場合、下記のような書類が必要となる。詳細については担当課へお問い合わせ下さい。

- a) 災害証明書（団員が任国において配属している機関、海外事務所又は在外公館の作成するもの）
- b) 災害状況説明
- c) 医師の診断書

項 目	労災保険特別加入	事業団災害補償基準
対 象 災 害	業務上災害	社補任及び通勤途上災害
給 付 基 礎 日 額	特 号 10,000 (円) 1 号 10,000 2 号 8,000 3 号 7,000 4 号 6,000 5 号 5,000 6 号 4,000	特 号 18,000 (円) 1 号 9,600 2 号 7,700 3 号 6,600 4 号 5,600 5 号 4,700 6 号 3,900
療 養 補 償 (業務上負傷または疾病にかかった場合)	災 費	災 費
休 業 補 償 (業務上の負傷または疾病による療養のため、働けない場合)	給付基礎日額の60%、1年6 月経過後傷病補償年金(日額の 318日分~245日分)	給付基礎日額の60%、3年経過 後打切補償(日額の1,200日分)
障 害 補 償 (業務上負傷または疾病にかかり、なおったとき 身体に障害が残った場合)	年金(日額の313日分~131 日分)、一時金(日額の503 日分~56日分) <一時金は障 害等級8級以下>	一時金(日額の1340日分~50 日分)
遺 族 補 償 (業務上死亡した場合)	年金 (日額×365日分× $(\frac{35}{100} \sim \frac{67}{100})$ ) 一時金(200万円) ※遺族の数に応じて決定	一時金(日額の1000日分に遺 族加算最高1,500日分)
葬 祭 補 償 (業務上死亡し、その葬 祭を行う場合)	(15万円+日額の30日分)又 は日額の60日分のいずれか多い 方	日額の60日分
福 祉 施 設	① 療養に関する施設 ② リハビリテーションに関する施設 ③ 遺族等の生活支援	補装具の支給
業 務 上 外 の 判 断	因(不服申立て制度あり)	事業団が独自判断(ただし、国 公務員との均衡を考慮する。)

## 9-2 共済給付制度

事業団は、派遣期間（一時帰国期間も含む）中の団員の業務によらない負傷・疾病又は出産に対する給付金、死亡に対する弔慰金及び重度の廃疾に対する見舞金を給付するために、国際協力事業団海外共済会を設立し、団員の掛金、事業団の負担金及び共済会の資金によってこれらの給付を行っている。なお、事業団から派遣される専門家は、必ずこの共済会へ加入することとなっている。（詳しくは「国際協力事業団海外共済会規約」「同業務運営規則」「同業務実施細則」を参照）

### 1-1 給付の種類

#### (1) 療養費の給付

次の費用であって療養上必要と認めるものについて、団員の治療には、実費の80%を給付する。

- ① 診察費
- ② 医療機関の処方箋による薬剤又は治療材料の購入費（薬局において購入するものを含む。）
- ③ 処置、手術その他の治療の費用
- ④ 医療機関への収容費
- ⑤ 看護費
- ⑥ 移送費

歯の治療に、金・白金等特殊高級材料を使用した場合は、その材料費を控除することとしている。

#### (2) 弔慰金及び遺族特別給付金の給付

不幸にして、団員が死亡した場合（業務上、業務外を問わない。）2000万円を弔慰金として遺族（配偶者、子、父母、孫又は祖父母）に給付する。また、本邦における葬祭の費用として遺族特別給付金100万円を給付する。

#### (3) 廃疾見舞金の給付

事故によって、重度の廃疾を被った場合、（業務上、業務外を問わない。）弔慰金に見合う見舞金を給付する。身体障



害の等級1級では、2,000万を給付します。

#### 1-2. 掛金

日当及び宿泊料合計額の80%相当額(在勤手当)の17/1,000。ただし、30日以内の出張の場合は、在勤手当の7/1,000と3,200円の合計額。この掛金は、調査旅費等の支給時に控除する。業務実施契約又はコンサルタント役務提契約に基づき派遣される者は、別に定める掛金を徴収する。

#### 1-3. 給付手続等

##### (1) 加入申請

共済会への加入は、担当部が、団員の出発前に  
労災保険特別  
海外共済会 加入者届を共済会へ提出するので、団員が加入申請手続をする必要はない。

##### (2) 給付請求

###### ① 療養費の場合

療養費給付請求書に医療機関、薬局等の領収書を添え、事業団海外事務所(海外事務所のない国においては在外公館)の証明を受けて、事業団の担当部へ送付すること。その際次の点に注意して下さい。

イ、必ず領収書の主要部分は、和訳・算用数字に直すこと。

ロ、歯の治療の場合、必ず領収書には、医師の明細(使用材料の単価・数量・治療名等を明記)を記入すること。

ハ、領収書は、誰の分であることを明記すること。

ニ、送金方法(振込銀行、預金種類、名義人、口座番号等)及び送金通知状送付先は、はっきりとくわしく記入すること。

ホ、換算率は必ず1US\$対現地通貨を記入すること。

###### ② 弔慰金及び遺族特別給付金の場合

弔慰金給付請求書及び遺族特別給付金請求書に、死亡診断書、死亡した者の遺族の順位を証明する証明書(戸籍謄

本等)、在外公館に届出済の死亡届の写及び除籍謄本を添えて、事業団の担当部へ送付して下さい。

③ 廃疾見舞金の場合

廃疾見舞金給付請求書に、廃疾診断書を添え、事業団の担当部へ送付すること。

(3) 給付金の送金

団員から事業団担当部へ送付された請求書は、共济会で認められた場合は、団員の国内口座に送金されます。

## 第10章 報告書の作成

### 10-1. 報告書の作成にあたって

報告書は事実を客観的に記載することを主眼とし、著者の感情を表したり読者の感情をそそのめる必要はないから下記の諸点に留意して最もフォーマルな形式で書かれなければならない。

#### 1) 内容の客観性

事実を正確に把握して偏見なく忠実に記述する。自己の個人的見解を加えない。また、資料の出所を明記すること。

#### 2) 簡明直截な表現

#### 3) 記述の一貫性

#### 4) あいまいな表現をさける。

#### 5) 国際的、外交儀礼上後日問題を生じないように用語に注意を払う。

### 10-2. 報告書の構成

#### (1) 構成

報告書の構成は原則として次の通りとする。ただし、当該調査の実情に即して各項目の取捨選択、配列順序の変更を行っても差支えない。

#### 1) 表紙(標題)

#### 2) JICA総裁また担当部長による序文(Preface)

#### 3) 調査団長のあいさつ

#### 4) プロジェクトの位置を示す地図(Location Map)

#### 5) 目次(図表および写真リストを含む)

#### 6) 本文

要約\*(Summary)

結論、勧告

序論(調査の目的、方針、範囲、経緯、調査団の編成、団員の担当分野、調査日程など)

各論(各分野の調査の目的、方針、範囲、方法、使

用材料、実績の成果、考察など、またプロジェクトの性格により比較設計、設計費の概算、経済効果等が内容の主体をなす場合もある。）

付 録 （対象地域の地理的・社会的・経済的概況に関する記述と設計図表、現地側各機関と責任者名、協力者名簿……… 和文版のみ）

図表と写真 （関連するページに収容不能の時は原則として各章の末尾に収録する）

\* 要約はそれのみで独立した内容を有し報告書のエッセンスともいえるもので、報告書が何を言わんとするかが簡明に要領よく理解されなくてはならない。報告書の記述量によって、要約は序論の一部・結論・勧告などからなり、団員の編成・調査日程などは付録に収録されることもある。

(2) 見出しの表わし方

編、部、章、節などは原則として下記の記号による。

編、部	I, II, III, IV ……………
章	1, 2, 3, 4 ……………
節	1-1, 1-2, 1-3, 1-4 ……………
項	1-1-1, 1-1-2, 1-1-3
細目	(1) 1) a)

(3) 頁付け

通しページ、または各章毎にノンブルをつける場合があるが原則として通しページとする。

10-3. 原稿執筆上の注意

(1) 原稿用紙

当事業団支給の原稿用紙を使用し、表紙には表題の他に執筆

者氏名を明記すること。

(2) 文字

- 1) 平かな文字、当用漢字、算用数字の使用を原則とする。  
片かな文字は普遍的な外国の国名などの場合とする。(例  
…… インド、ビルマ、パキスタン……)
- 2) 文字は黒インキまたは鉛筆を使用して楷書ではっきり書き  
誤読、誤植の恐れのないように留意する。

(3) 用語・文章

用語・文章の記載に関して次の諸点に留意すること。

- 1) 文章は簡明を旨とし、肯定と否定とを明確にしてあいまいな表現は避ける。
- 2) 誤訳を生じ易い切れ目のない長い文章を避け、かつ、主語を明らかにし、修飾語と被修飾語との関連を明確にするよう構文に注意する。
- 3) 国際的・外交儀礼上後日問題を生じないように用語に考慮を払う。
- 4) 形容詞・副詞の極端に誇張した表現を避ける。
- 5) 本文中の氏名には原則として敬称をつけない。ただし、謝辞の文中では敬称をつける。
- 6) 文章の書き出しは行の最初の2区画をあけ、句読点は明確に示す。
- 7) 他の資料、論説の文章の一部を引用するときは「・・・」(二重引用符)を付する。
- 8) 本文中に入れる短かい注釈には括弧(……)を付する。括弧内に長い文章を入れることを避ける。
- 9) 原稿用紙の区画について、文字は1字、句読点・終止点・括弧などはすべて1区画を占有させる。ただし、外国語がまざるときは、大文字は1字1区画に、小文字は2字1区画に入れ活字体に類似の書体で書く。また、数字も2字1区画の割合とする。

- 10) 注は脚注または補注の形式とし、注の箇所数が少く短文のときは脚注、箇所数が多く長文のときは補注とする。注の符号としては星標(＊)または(※)を使用する。
- 11) 専門用語の使用は、原則として文部省制定の学術用語集に基き適格に、かつ統一を図るようにし、翻訳を考慮して最初に出現する専門用語には英語、仏語などの原語の綴字を付する。(例…… セン石( blind coal )、流況曲線( discharge-duration curve )など)
- 12) 外国の地名・人名・企業体名などの固有名詞は、現地において多く使用される外国語の綴字によって表現する。ただし、発音の困難なものについては( )して片カナを付ける。  
例：地名 Kompong Chunang (コムボン・チュナン)  
人名 Phiek Chhat (プレク・チャット)
- 13) 数量単位は原則としてメートル法にすることとし、フート・ポンド法など他の単位を使用するときは換算表を付するものとし、通貨単位は米ドル建を原則とし、必要に応じて現地通貨を使用する。  
これらの単位は英語による略字を使用し統一を図るものとする。  
例：杆またはキロメートル Km  
ヘクタール ha  
キロリットル Kl
- 14) 「である」調を原則として用いる。

#### 10-4. 写真・図表のオリジナル作成

- (1) 資材料等購入費で購入したフィルム\*による現地撮影、写真等について事業団で複製のため必要とするときは、原版の提示を求めることがあるので、調査団員は少くとも1年間責任をもって保管する。

\*事業団支給のフィルムの現象およびベタ焼の費用は団員の負担とし、記録アルバム、報告用スライド、報告書添付用写

真等の焼付、引伸、複製の費用は事業団が負担する。

- (2) 写真・図表の作成に当っては、報告書サイズがA-4版であり、写真製版印刷であることに留意してオリジナルを作成する。その際それらの番号、標題の表示は統一を図ること。
- (3) オリジナルにおける標題、例示、説明、固有名詞は報告書打合せ会議で決定した外国語によることを原則とし、調査地域の事情により他の外国語を併記する。
- (4) トレース、製版、印刷などの経費は原則として事業団が負担するから、担当職員はあらかじめ関係職員と事後処理について協議し、経費負担に関する紛糾の生じないように留意する。

## 附 属 資 料

1. 現地調査費の会計事務取扱いについて  
(現地通貨等で立替払した航空賃等の精算払について)
2. チームの紹介例(英文)
3. Tentative Reportの例(英文)
4. 礼状の例(英文3通、和文1通)
5. JICA海外事務所、海外駐在員及び在外公館リスト
6. 国別予防接種証明書要求一覧表
7. 度量衡換算表
  - (1) フートポンド法とメートル法
  - (2) 東南アジア地域の度量衡換算表
8. 農業開発協力部の組織及び連絡先





## 1. 現地調査費の会計事務取扱いについて

昭和51年12月15日通達（経）第39号

国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号。以下「細則」という。）第67条の規定に基づき、調査団等が執行する現地調査費の取扱いを、下記のとおり定め、昭和51年12月15日から適用する。

記

（現地調査費）

第1. この通達において、現地調査費とは、調査団等が、海外における調査等業務を行ううえに必要な経費として支出する次に掲げる費用をいう。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 交通費   | (7) 資機材購入費   |
| (2) 車両借上費 | (8) 資機材返送費   |
| (3) 傭人費   | (9) 修理費      |
| (4) 通信運搬費 | (10) 会議費     |
| (5) 資料作成費 | (11) 外貨交換手数料 |
| (6) 資料購入費 | (12) 雑費      |

（現地調査費の執行）

第2. 現地調査費は、「臨時会計役の任命について」（昭和51年通達（経）第36号）によって任命された職員（以下「臨時会計役」という。）が執行するものとする。

（精算の期限等）

第3. 臨時会計役は、調査等の業務が完了した場合には、帰国した日の翌日から起算して2週間以内に現地調査費の精算を行わなければならない。

（現地調査費収支明細書）

第4. 現地調査費の精算は、現地調査費収支明細書（別紙様式）によって行うものとし、次条に定める証拠書類を添付するものとする。

(証憑書類)

第5. 前条に定める証憑書類は、次のものとする。

- (1) 日本国の出国に際し、邦貨を国際通貨（米国ドル又は英国ポンドのごとき基軸通貨をいう。以下同じ。）に交換したとき、及び日本国への帰国に際し、携行した国際通貨を邦貨に交換したときの銀行発行の外貨交換証書
- (2) 携行した国際通貨を現地通貨に交換したとき及び現地通貨を国際通貨に交換したときの交換証書
- (3) 支出した経費に対する領収書

2. 前項の証書類について、現地の事情若しくはやむを得ない理由により証憑書類が入手できない場合は、次のものをもって証憑書類に替えることができる。

- (1) 前項第2号の交換証書については、現地における海外事務所若しくは日本国大使館又は現地における関係公共機関の証明
- (2) 前項第3号の領収書については、現地における海外事務所又は日本国大使館の証明
- (3) 鉄道、バス、タクシー等の交通機関（契約のうえ、一定期間を限り備上するハイヤー等を除く。）を利用した場合の代金の支払い、並びに第1号各号に掲げる経費のうちで支出にともない支払う謝礼金又は心付け等については、調査団等のうちの責任者の証明

なお、第1号及び第2号の証憑書類に代わる証明で、やむを得ない理由によりこれを得られないときは、理由を付して調査団等のうちの責任者の承認をもってこれに代えることができる。

(支出した経費の返納)

第6. 臨時会計役は、経費の支出にかかわる証憑書類を添付することができないときは、支出がなかったものとして、精算の際、当該金額を返納しなければならない。

(残金の戻入)

第7. 臨時会計役は、業務が完了して帰国したとき、現地調査費に残金があるときは、精算に先立ってすみやかに当該金額を会計課に一時戻入

れするものとする。

(残金の返納)

第8. 臨時会計役は、精算により現地調査費の残額が確定したときは、ただちに当該金額を返納しなければならない。



(記入例)

現地調査費収支明細書

1 精算

概算受入額	200,000円
支出額	191,180円
差引残額	8,820円

2 換算調査

項目	受入	換算率	支出	残 額				記 号 番 号
				邦 貨	国 際 通 貨	現地通 貨 (A)	現地通 貨 (B)	
円貨受入	円 200,000			円 200,000	US ドル	パー ツ	ベ ッ	
円→USD ドル	T/Cドル 37590	円 266.	円 99,989	100,011	375.90			1
交換手数料			円 999	99,012	375.90			1
円→USD ドル	現金ドル 36810	円 269.	円 99,012	0	744.00			1
USD →パー ツ	パー ツ 7,175	パー ツ 20.50	ドル 350.00	0	394.00	7,175		2
パー ツ 貨 支 出			パー ツ 7,000	0	394.00	175		明細支出内 訳の通り
パー ツ → USD ドル	ド ル 8.66	パー ツ 20.20	パー ツ 175	0	402.66	0		3
USD →ベ ッ	ベ ッ 2,701	ベ ッ 6.72	ド ル 402.00	0	0.66	0	2,701	4
ベ ッ 貨 支 出			ベ ッ 2,500	0	0.66	0	201	明細支出内 訳の通り
ベ ッ → USD ドル	ド ル 33.00	ベ ッ 6.83	ベ ッ 201	0	33.66	0	0	5
USD →円 貨	円 8,820	円 262.	ド ル 33.66	8,819	0	0	0	6

- ① 項目欄には、現地調査費の受入、各通貨への交換及び経費支出などの現金出納の事実にもとづき内容を順を追って記載する。
- ② 受入欄には、現地調査費の受入、通貨の交換によつて生ずる各通貨の受入

及び支出した経費の戻入についてそのつどその金額を記入する。

- ③ 換算率欄には、現地調査費の各通貨間における交換に際し計算されたそれぞれの換算率を記載する。
- ④ 支出欄は、現地調査費の各通貨間に対する交換によつて生ずる通貨の払出及び経費の支出（外貨交換手数料を含む）についてそのつどその金額を記入する。
- ⑤ 残額欄には、現金の出納により受人及び支出によつて生ずる各通貨の残額をそのつど記入する。

3 支出内訳

支出科目	年月日	金額	摘要	証券番号	備考
現地調査費 (タイ)					
1 交通費		バーツ			
タクシー代	42. 1. 10	30.00	〇〇～日本大使館	7	
鉄道賃	12	100.00*	〇〇～〇〇往復	8	
船賃	15	57.00*	〇〇～〇〇	9	
		.....以下略.....			
小計		1200.00			
2 通信運搬費		バーツ			
電報代	42. 1. 10	82.00	本部への連絡	21	
郵便代	20	10.00*	"	22	
空送料	25	1.00.00*	本部宛調査資料送付	23	
		.....以下略.....			
小計		3,150.00			
3 備入費		バーツ			
通訳		600.00	1日〇〇バーツ〇〇 分日	35	
運転手		500.00	1日〇〇バーツ〇 日分	36	
		.....以下略.....			
小計		2,650.00			
タイ国分計		7,000.00*			
(フィリピン)					
			上記タイ国におけると同様の要領により記載する。		
フィリピン国分計		2,500.00			

## 現地通貨等で立替払した航空賃等の精算払について

昭和51年12月14日通達（経）第40号

研修員、専門家等が現地通貨で立替払をした航空賃、機材返送料及び旅行雑費等（出国税等）の米ドル貨換算については、今後、「現地調査費の会計事務取扱いについて」（昭和51年通達（経）第39号）第5に規定する外貨交換証書等に基づき行うよう努められたい。（（注）上記交換証書等の取付けが困難の場合は、東京銀行新宿支店と連絡のうえ上記と同様のレートで米ドル貨を算出（記録明示）されたい。）

また、同米ドル貨を円貨で精算払する手続き（支出負担行為）は、特別の事由がない限り、専門家等が本邦着後、2週間以内に行うこととし、この換算レートは起案日前日の銀行売レート（会計課備付）を適用されたい。



## 2. チームの紹介例

派遣前に、調査チームの概要を本例のように作成し、調査初日に相手国担当者に手交するのが好ましい。

Japanese Implementation Survey Team for  
the RADP/ATA-140  
Project in South Sulawesi (July 18, 1979  
~ Sept. 5, 1979)

Introduction

Objective

Members

Tentative Itinerary

Japan International Cooperation Agency

### Introduction

The RADP/ATA-140 Project in South Sulawesi Started since December 25, 1976 based on the Record of Discussions between both authorities signed on May 4, 1976.

The Project had been divided into two phases. The Phase I, for the period of 18 months starting in January 1977, covered the survey and analysis concerning agriculture in the province, review of the existing Regional Development Plan, and drawing-up of sector plans.

The Phase II, for the period of 12 months after the Phase I, covered the drawing-up of the implementation plans including the Project preparation and feasibility study of agricultural development.

At the end of the Phase II, the Project evaluation was conducted, by the joint team of Japanese and Indonesian authorities concerned, to get some idea concerning the impact and contribution to the development planning of agriculture.

The joint evaluation team recommended to the both Governments that pilot tests of afforestation, grassland and citrus improvement should be implemented at the final stage (Phase III) of the project for drafting the rational plan of the regional development.

Due to the above recommendation, the period of the technical cooperation for the project was prolonged until June 23, 1981 by the extended Record of Discussions.

### Objective (job description)

The Implementation Survey Team consisting of Shoji Kanatsu, Director, Agricultural Development Cooperation Department of JICA with 6 members is dispatched to carry out the following discussions and survey with Indonesian authorities concerned.

- (1) Discussion and exchange of signature on the plan of operation of the extended cooperation project.
- (2) Survey and detailed design of pilot tests of afforestation and grassland improvement in Kabupaten Enrekang and citrus improvement in Kabupaten Jeneponto.

### The members of the team

1. Shoji KANATSU            Team Leader  
                                 Director, Agricultural Development  
                                 Cooperation Department, JICA

2. Hiroyoshi IHARA            Cooperation Planning  
Deputy Head, Agricultural Technical  
Cooperation Division, JICA
3. Takanobu FURUKOSHI       Forestry Improvement Planning  
Head, Breeding Division,  
Kanto Forestry Breeding Institute, MAFF
4. Shigeru ONO                Grass-land Improvement Planning  
Chief, Grass-Land Management Laboratory,  
Livestock Division, Chugoku National  
Agricultural Experiment Station, MAFF
5. Toranosuke SHICHIJO      Citrus Improvement Planning  
Chief, First Laboratory of Fruit Breed-  
ing Okitsu Branch, Fruit Tree Research  
Station, MAFF
6. Asao YAMADA               Land Consolidation  
Taiheiyō Consultant Co. Ltd.
7. Toshio TAKAKU             Land Consolidation  
Taiheiyō Consultant Co., Ltd.

The tentative itinerary for the Team

<u>Date</u>	<u>Schedule</u>	<u>Remarks</u>		
July 18 (Wed.)	Arrival at Jakarta (JL 711)	All Members		
19 (Thu.) 20 (Fri.)	} Courtesy call to the Embassy of Japan and JICA office  Discussion with BAPPENAS and Dept. of Agriculture			
21 (Sat.)			Leave for Ujung Pandang	All Members
22 (Sun.) 23 (Mon.) 24 (Tue.) 25 (Wed.) 26 (Thu.) 27 (Fri.) 28 (Sat.) 29 (Sun.)	} Discussion and Survey at the Projected area			
30 (Mon.)			Arrival at Jakarta	Leader & IHARA

<u>Date</u>	<u>Schedule</u>	<u>Remarks</u>
July 31 (Tue.)	Discussion with BAPPENAS and Dept. of Agriculture	IHARA
Aug. 1 (Wed.)		
2 (Thu.)		
3 (Fri.)	Leave for Ujung Pandang	
4 (Sat.)		
5 (Sun.)		
6 (Mon.)	Leave Jakarta for Japan (CX 500)	Leader
7 (Tue.)		
8 (Wed.)	Leave Ujung Pandang for Jakarta	Hichijo, Ono
9 (Thu.)		Furukoshi
10 (Fri.)		
11 (Sat.)	Leave Jakarta (CX 710)	"
12 (Sun.)		
Sept. 3 (Mon.)	Leave Ujung Pandang for Jakarta	Yamada &
5 (Wed.)	Leave Jakarta (CX 710)	Takaku

### 3. Tentative Reportの例

調査が完了した後に、調査結果及びコメント等のブリーフを取りまとめて、相手国に手交する必要がある場合の参考例として掲載する。

Tentative Report  
on  
The Implementation Survey of the Pilot Test  
for the RADP/AT4-140  
Project in South Sulawesi

Members List of the Japanese Survey Team  
Itinerary of the Team  
Comments and Recommendations

- I. Administrative matters for implementing the Pilot Test
- II. Pilot Test Activities

August 10, 1979

Japan Implementation Survey Team

Members List of the Japanese Implementation Survey Team for  
the RADP/ATA-140 Project in South Sulawesi (July 18, 1979 ~  
Sept. 5, 1979)

1. Shoji KANATSU           Team Leader  
Director, Agricultural Development  
Cooperation Department, JICA
2. Hiroyoshi IHARA       Cooperation Planning  
Deputy Head,  
Agricultural Technical Cooperation  
Division, JICA
3. Takanobu FURUKOSHI   Forestry Improvement Planning  
Head, Breeding Division,  
Kanto Forestry Breeding Institute,  
MAFF
4. Shigeru ONO           Grass-land Improvement Planning  
Chief, Grass-Land Management Laboratory,  
Livestock Division, Chugoku National  
Agricultural Experiment Station, MAFF
5. Toranosuke SHICHIJO   Citrus Improvement Planning  
Chief, First Laboratory of Fruit  
Breeding Okitsu Branch, Fruit Tree  
Research Station, MAFF
6. Asao YAMADA           Land Consolidation  
Taiheiyo Consultant Co., Ltd.
7. Toshio TAKAKU         Land Consolidation  
Taiheiyo Consultant Co., Ltd.

Itinerary of the Japanese Survey Team

<u>Date</u>	<u>Schedule</u>
July 18 (Wed.)	Arrival at Jakarta (All members)
19 (Thu.)	
20 (Fri.)	
21 (Sat.)	
22 (Sun.)	Discussion with the Central Government
23 (Mon.)	(SERNEG, BAPPENAS, Dept. of Agriculture)
24 (Tue.)	
25 (Wed.)	
26 (Thu.)	
27 (Fri.)	
28 (Sat.)	Discussion with the Local Government
29 (Sun.)	
30 (Mon.)	
31 (Tue.)	
Aug. 1 (Wed.)	Field Survey at Project site
2 (Thu.)	
3 (Fri.)	* Visit to Maiwa Ranch
4 (Sat.)	* Visit to Agricultural Development Center
5 (Sun.)	at Bulukumba
6 (Mon.)	Leave Jakarta (leader)
7 (Tue.)	Joint Meeting at Ujung Pandang
8 (Wed.)	
9 (Thu.)	
10 (Fri.)	Joint Meeting at Jakarta
11 (Sat.)	Leave Jakarta (Ihara, Shichijo, Ono and Furukoshi)
Sept. 3 (Mon.)	Leave Ujung Pandang for Jakarta (Yamada and Takaku)
5 (Wed.)	Leave Jakarta (Yamada and Takaku)

## Comments and Recommendations

### I. Administrative Matters for Implementing Pilot Test

#### 1. Construction of an Access Road and a Bridge in Enrekang

The project site, which is 7 km from the Kalosi-Makale highway, is inaccessible for four-wheel vehicles and extremely difficult to reach even by motorcycle. The suspension bridge on the way to the project site is left unrepaired after flood damage.

For smooth activities on the pilot test, Jeepable road is indispensable for communication and for transportation of heavy machinery, agricultural equipment and construction materials.

Therefore, the Team requests that the bridge and the access road be completed as soon as possible in 1979 by the Provincial Government at its cost.

#### 2. The Model Orchard in Jeneponto

##### (1) Purchase of land

Desa Tolo, the proposed site of the model orchard, is not commendable for the pilot test from the technical standpoint and for water scarcity.

The land adjacent to the nursery bed at Desa Tino may be decided as an alternative site for the model orchard.

The land for the model orchard should be purchased by the provincial Government just the same as the site provided before.

Facilities of the model orchard such as irrigation, land improvement and so on will be provided by JICA.

##### (2) Authorization of Water Right in the Canal

In the pilot test for citrus improvement, the above facilities will be constructed to use water for irrigation of nursery beds and the model orchard.

The canal is being constructed by the Sederhana Irrigation Project under the aegis of the D.P.U.

It is necessary that the water right be given to the



pilot test project under the authorization of the Indonesian Agencies concerned. The construction works will be commenced following the authorization of water right mentioned above.

(3) Training Center

In the original plan, the building of Public Work Service at Desa Tolo was proposed to be used as the training center for citrus improvement.

However, as the project site in Desa Tolo is not suitable, the new training center may be established at Desa Tino by local government budget.

3. Lodging Facilities for the Experts at the Project Sites and Their Travel Costs

The Japanese experts will stay with their families in Ujung Pandang with the rental allowance given by JICA. However, the Project sites where they work are far away from their living quarters in Ujung Pandang. Therefore travel costs between project sites and Ujung Pandang as well as cost-free lodging facilities for experts at project sites should be provided by the local government.

4. Designation of Indonesian executive body and its functions

For the most efficient implementation of the pilot test, the Indonesian executive body at local government level and its functions should be made clear before the pilot test activities start.

II. Activities of Pilot Tests

1. Afforestation and Grassland Improvement in Enrekang

1) Afforestation

(1) Model Nursery

- (i) Determination of sowing system in important tree species
- (ii) Developmental research in production of cuttings of each tree species
- (iii) Improvement of pot-material and medium soil for potting

- (iv) Research in the growth rate of seedling in nursery
  - (v) Demonstration and training in nursery technique
- (2) Trial plantation
- (i) Classification of site-class by topographical feature and soil type
  - (ii) Selection of suitable tree species in each site-class
  - (iii) Determination of planting system for important tree species
  - (iv) Demonstration and training in outplanting method
- 2) Grassland Improvement
- (1) Experimental field
- (i) Selection of suitable grass and legume species
  - (ii) Seed production of suitable grass and legume species
- (2) Pilot ranch
- (i) Assessment of grazing capacity of unimproved and improved grasslands
  - (ii) Identification of the methods of grassland improvement in consideration of soil conservation
  - (iii) Demonstration and training in rotational grazing system
2. Citrus Improvement in Jenepono
- (1) Improvement of the propagation method on the nursery bed:
- (i) The studies on the cultivation methods of stock seedlings (including the periods of sowing and transplanting)

- (ii) Identification of the optimum season for grafting and budding
  - (iii) Preliminary experiments to find the compatibility between the varieties of scions and stocks
  - (iv) The studies on cultivation methods of young plants after grafting or budding.
- (2) Selection of leading varieties or strains with excellent quality and productivity:
- (i) Contest of citrus fruits
  - (ii) The taste survey by the panel consumers
  - (iii) Preparation for comparison of citrus varieties, in the model orchard
- (3) Improvement of cultivation techniques (including diseases and pests control)
- (i) Ecological survey on main citrus varieties for establishing optimum managing techniques
  - (ii) Meteorological survey on the model orchard
  - (iii) Establishment of an exhibition plot in the model orchard
- (4) Demonstration and training in cultivation techniques

#### 4. 礼状の例

例 :

Tokyo, Sept. 7, 1979

Dear Mr.

On behalf of the members of Japanese Implementation Survey for the RADP/ATA-140 Project in South Sulawesi, I would like to express my sincere gratitude for all the efforts you kindly rendered during our short stay in your country.

After returning home, we have reported the details of the Implementation Survey to the Ministries concerned and the JICA, and we do hope that these officials concerned will further support the project in line with our agreed conclusion and recommendations.

Your assistance for the thorough achievement of the Project's purposes is most appreciated.

Yours sincerely,

---

Shoji Kanatsu  
Leader of the Japanese  
Implementation Survey Team

例 2

October 23, 1979

Dear Sir:

We have safely come back to Tokyo via Bangkok, where only I stayed three more nights to inspect our irrigation project. I, very much, appreciate your cooperation with our Team which has finally made up the new agreement: "the Record of Discussions". Our Janakpur Agricultural Development Project, therefore, has entered its new phase in which more efforts should be made not only by both sides of experts but also by the authorities concerned including us in order to achieve our purpose.

It was really lucky for us to see the Himalayas, on board, which seemed to say to us good-bye when we were leaving. I could not, at that moment, help praying that God bless this lovely country and her people would be happy forever.

Last but not least, I hope our project would be successful by means of our mutual understandings and efforts during the next and final three years.

Again, thanking you for your kindness rendered to us during our stay in your country, on behalf of our Team.

Sincerely yours,

---

S. Kanatsu  
Leader of the Team  
Director,  
Agricultural Development  
Cooperation Department

例 3

Tokyo, October 23, 1979

Dear Sir:

We are now back in Japan and everyone of us has returned to our routine duties. Our visit to your country has proved most informative and rewarding. Through a fruitful discussion, we could exchange views and opinions with you and your colleagues on such aspects as implementation programs as well as various problems of the Sericulture Development Project.

Immediately after returning home, we have reported the results of our survey in detail to the authorities concerned referring to your strong request for a further support of the Project.

We wish to take this opportunity to express our sincere thanks for your courtesies and assistance extended to us during our stay in your country.

In conclusion, we earnestly hope that more friendly relationship between our countries will be developed in the years ahead.

With kindest regards and best wishes,

Sincerely yours,

\_\_\_\_\_  
Masaki HARIZUKA

\_\_\_\_\_  
Ryutaro TOMITA

\_\_\_\_\_  
Shinichi TAKEUCHI

\_\_\_\_\_  
Kazuo TANIGAWA

昭和54年10月

殿

ネパール・ジャナカプール  
農業開発計画 R/Dチーム

団 員 名

謹啓 日本では今や秋たけなわの時節を迎えております。

その後皆様には益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般のネパール・ジャナカプール農業開発計画R/Dの署名に際しましては、御多用中にもかかわらず格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

お蔭をもちまして、所期の目的を達成しチーム一同無事に帰国いたしました。これもひとえに皆様方の御協力の賜物と深く感謝いたしております。

本計画は、過去 箇年に亘る協力を終え、最終段階に入りつつあります。

私共、もとより微力ではありますが、今後とも本協力計画の円滑な運営のため鋭意努力する所存であります。引続きご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

## 5. 海外事務所及び海外駐在員リスト

(昭和54年12月1日現在)

### 1 中南米代表部

Sede de Represente da JICA para  
America Latina  
Rua Barão de Flamengo, No.22,  
Apt 602.  
Flamengo, Rio de Janeiro, R.J.,  
Brasil.  
電話 (021) 245-9922

### ジャカルタ事務所

JICA JAKARTA OFFICE  
c/o Embassy of Japan,  
24, Jalan Thamrin, Jakarta,  
Indonesia.  
電話 350841  
電報 JICA JAKARTA

### 2 海外事務所

#### バンコック事務所

JICA BANGKOK OFFICE  
c/o Embassy of Japan,  
1674, New Petchburi Road,  
Bangkok 10, Thailand.  
電話 252-6151-9  
電報 YASUO KITANO  
c/o NIJONTAISU BANGKOK

### ニュー・デリー事務所

JICA NEW DELHI OFFICE  
c/o Embassy of Japan,  
50-G, Chanakyapuri, New Delhi,  
India.  
電話 694271-4  
電報 YOSHIO YOSHIDA  
c/o TAISHI NEWDELHI

#### マニラ事務所

JICA MANILA OFFICE  
c/o Embassy of Japan,  
2nd Floor, L.C. Building  
375 Buendia Avenue  
Extension, Makati,  
Metro Manila, Philippines.  
電話 85-82-91  
電報 JICAGT MANILA

### ダッカ事務所

JICA DACCA OFFICE  
c/o Embassy of Japan,  
No.1, Shantinagar, Dacca-17,  
Bangladesh.  
電話 402155, 403156  
電報 HIROSHI TANAKA  
c/o TAISHI DKACCA

#### シンガポール事務所

JICA SINGAPORE OFFICE  
Room 1112  
11th Floor Orchard Towers  
Orchard Road, Singapore 9  
Singapore.  
電話 734-0706  
電報 JICARESREP SINGAPORE

### テヘラン事務所

JICA TEHERAN OFFICE  
c/o Embassy of Japan,  
Ave. Pahlavi, Nahid Boulevard, No.46,  
Teheran, Iran. (P.O.Box 348)  
電話 225437-40  
電報 TEIZO SUGIYAMA  
c/o TAISHI TEHERAN

### ナイロビ事務所

JICA NAIROBI OFFICE  
Comcraft House Ground Floor



Haile Selassie Ave.  
P.O.Box 50572, Nairobi, Kenya.  
電話 25547, 26252  
電 報 JICANOB NAIROBI

クアラ・ランプール事務所  
JICA KUALA LUMPUR OFFICE  
Room No.409-411, 4th floor,  
Wisma Central, Jalan Ampang,  
Kuala Lumpur, Malaysia.  
電話 488715  
電 報 AKIRA KOJIMA  
c/o JOCVXL MALAYSIA

メキシコ事務所  
JICA MEXICO OFFICE  
a/c Embajada del Japon,  
Paseo de la Reforma 395,  
Col. Cuauhtemoc,  
Mexico 5, D.F., Mexico.  
電話 514-0029  
電 報 AKIO SUZUKI  
c/o TAISHI MEXICO

ブラジリア事務所  
a/o Embaixada do Japão,  
Avenida das Nações-Lote 39,  
Brasilia, D.F., Brasil.  
(Caixa Postal, 07-0891)  
電話 242-6866  
電 報 SHOJI SUNAGA  
c/o TAISHI BRASILIA

リアド事務所  
JICA RIYADH OFFICE  
Saudi-Japanese Joint Committee  
Riyadh, SAUDI ARABIA  
(P.O.Box 4095)  
電話 62937  
電 報 KAZUO NAKAGAWA  
P.O.Box 4095, RIYADH,  
SAUDIARABIA

ラゴス事務所  
c/o Embassy of Japan,  
Plot 24-25, Apese Street,  
Victoria Island, Lagos,  
Nigeria.  
(P.M.B.2111)  
電話 613797, 614929  
電 報 KOZOO TOMITA  
c/o TAISHI LAGOS

カイロ事務所  
JICA CAIRO OFFICE  
P.O.Box 2667  
Cairo, Arab  
Republic of Egypt.  
電話 33067  
電 報 JICAI CAIRO

リマ事務所  
JICA LIMA OFFICE  
Calle Estados Unidos 979,  
Jesús Maria, Lima, Perú.  
電話 62-5855  
電 報 JICA LIMA PERU

カトマンドゥ事務所  
JICA KATHMANDU OFFICE  
c/o Embassy of Japan,  
Panipokhari, Kathmandu  
Nepal (P.O.Box No.264)  
電話 12730, 13264  
電 報 NOBUYUKI SAITO  
c/o TAISHI KATHMANDU

リオ・デ・ジャネイロ支部  
"JAMIC" Imigração e Colonização  
Ltda.  
Rua Barão de Flamengo No.22  
Apt. 602, Flamengo, Rio de  
Janeiro, R.J. Brasil.  
電話 205-1194, 1096

ブラジリア出張所

"JAMIC" Imigração e Colonização  
Ltda.

Conjunto Nacional Brasília,  
S.D.N. Sala 5049, Brasília, DF,  
Brasil

電話 23-3892

サン・パウロ支店

"JAMIC" Imigração e Colonização,  
Ltda.

Rua São Joaquim, 381, 6<sup>o</sup>  
andar, Liberdade, Capital,  
Sao Paulo, Brasil.

電話 279-6970, 8950, 9736,  
9829

ロンド・リーナ出張所

"JAMIC" Imigração e Colonização  
Ltda.

Rua Sergipe 407, 2<sup>o</sup>  
Andar S/206, Londrina Est. de  
Parana Brasil

電話 0432-22-5897

ベレーン支店

"JAMIC" Imigração e Colonização  
Ltda.

Rua 15 de Novembro No.226-7<sup>o</sup>  
andar-Salas,  
701/05-Edifício Chamié,  
Belém, Pará, Brasil.

電話 222-0056, 222-0118,  
222-0244

レシフェ支店

"JAMIC" Imigração e Colonização  
Ltda.

Av. Dantas Barreto 191 Edf. Santo  
Antonio  
S/216, 218, 220, 222

Recife, Pernambuco, Brasil.

電話 081-224-2423

サルバドール出張所

"JAMIC" Imigração e Colonização  
Ltda.

Rua Chile 22, S/608, Salvador,  
Bahia, Brasil

電話 071-243-7436

ポルト・アレグレ支店

"JAMIC" Imigração e Colonização  
Ltda.

Rua Garibaldi 960, Pôrto Alegre,  
Rio Grande do Sul, Brasil.

電話 0512-24-51-41, 21-49-25

アスンシオン支店

Agencia de Cooperación Internacional  
del Japón

México 449, Esquina 25 de Mayo,  
Asunción, Paraguay.

電話 9-2691, 9-2692

アマンバイ出張所

Agencia de Cooperación Internacional  
del Japón

Agencia en Pedro Juan Caballero  
Teniente Herrero y 14 de Mayo 1520.  
Pedro Juan Caballero Dpto. Amambay,  
Paraguay

電話 361

ブエノス・アイレス支店

Agencia de Cooperación Internacional  
del Japón

Av. Belgrano 863, 10<sup>o</sup> piso,  
Oficina 20, Buenos Aires, Argentina

電話 30-6212, 34-5835

サンタ・クルース支部

Agencia Servicio de Cooperación  
Internacional del Japón  
en Bolivia  
Av. Velarde No.10, Santa Cruz,  
Bolivia  
電話 2-4163, 2-5339, 2-2245

セント・ドミンゴ支部

Agencia de Cooperación Internacional  
del Japón  
Calle Lea de Castro No.252, Santo  
Domingo, República Dominicana  
電話 689-7677

3 海外駐在員

フィリピン駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
c/o JOCV Manila Office  
1342 PAZ st., PACO, Manila,  
Philippines.  
電話 50-92-41

マレーシア駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
No.6, Jalan Nipah, Off Jalan  
Ampang, Kuala Lumpur 16-03,  
Malaysia.  
電話 468146, 465847

バングラデシュ駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
House No.275/G. Road No.27,  
Dhanmandi,  
R.A.Dacca-5, Bangladesh.  
電話 311632

ネパール駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
Lal Darbar,  
Kathmandu, Nepal.  
電話 15193, 15615

エチオピア駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
P.O. Box No. 5384, Addis Ababa,  
Ethiopia.  
電話 446610

ケニア駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
Nairobi South B, Ferozpur Road,  
Nairobi, Kenya,  
電話 559443

ザンビア駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
Flat 161, Mwayi Road, Villa Elizabetta,  
Lusaka, Zambia.  
電話 81962

タンザニア駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
Flad No.1, Plot 356, United Nations  
Road, Upanga,  
Dar es Salaam, Tanzania.  
電話 21593

マラウイ駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
Plot No. NY199, Nyanbadwe, Blantyre,  
Malawi.  
電話 31587

モロッコ駐在員

Représentant Résident de J.O.C.V.  
No.7, Rue Dánjou Debut Agdal,  
Rabat, Maroc.  
電 話 700-87

ロス・アンジェルス駐在員

J.I.C.A. LOS Angeles office  
727 West 7th Street, Suite 928,  
Los Angeles,  
California 90017, U.S.A.  
電 話 213-623-6026

ガーナ駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
Mr. KIYOSHI HIRAKAWA  
JOCV/GHANA  
電 話 75236

トロント駐在員

Suite 3914, Royal Trust Tower  
P.O.Box 93  
Toronto Dominion Centre  
Toronto Ontario Canada  
M5K/G8  
電 話 (416) 364-1627  
電 話 JICATORON TORON TOONT.

チュニジア駐在員

Coordinateur de J.O.C.V.  
Apartment No.5, Immeuble Sofcal, 7,  
Rue Djoubell, el Menzah, Tunis,  
Tunisie.  
電 話 230-268

キャンベラ駐在員

JICA CANBERRA OFFICE  
c/o Embassy, of Japan  
112 Emoire circuit Yarralumia  
Canberra A.C.T.2600  
Australia  
電 話 732865

西サモア駐在員

Resident Representative of J.O.C.V.  
Service Station Building,  
Convent Street, Apia,  
Western Samoa.  
電 話 22-572

エルサルバドル駐在員

Director de Cuerpo de Voluntarios  
del Japon  
45, Avenida Sur 625, Colonia Flor  
Blanca,  
San Salvador,  
El Salvador, C.A.  
電 話 23-6609

(注意) このリストのうち、海外駐在員は、主として青年海外協力隊業務を取り扱っていますので本文又は  
様式類中に「海外事務所」とあるのは、このリスト中 2 海外事務所のみを指しています。

## 在外公館リスト

(昭和54年8月1日現在)

### ア ジ ア

#### インド

##### 在インド大使館

Embassy of Japan  
Plot. No. 4 & 5, 50-G, Chanakyapuri,  
New Delhi, India.  
電話 694271  
電 報 TAISHI NEWDELHI  
Telex: C. 2348  
A. TAISINDL-2348

##### 在カルカッタ総領事館

Consulate-General of Japan,  
12, Pretoria Street, Calcutta, 700071,  
India.  
電話 44-2241~5  
電 報 RYOJI CALCUTTA  
Telex: C. 7585  
A. 21 7585 RYJI IN

##### 在ボンベイ総領事館

Consulate-General of Japan,  
No. 1 Babasaheb Dahanukar Marg,  
(No.1 Carmichael road)  
Cumballa Hill, Bombay 400026,  
India.  
電話 36-38-53~4  
電 報 RYOJI BOMBAY  
Telex: C. 2658  
A. 112658 RYJI IN

##### 在マドラス総領事館

Consulate-General of Japan,  
60, Spur Tank Road, Chetpet  
Madras 600031, India  
電話 665594, 665595  
電 報 RYOJI MADRAS  
Telex: C. 7337  
A. 417337 RYJI IN

#### インドネシア

##### 在インドネシア大使館

Embassy of Japan,  
Jalan M.H.Thomrin 24, Jakarta, Indonesia.  
電話 350061~5, 351191~2  
電 報 NIHONTAISI DJAKARTA  
Telex: C. 46199  
A. 46199 TAISI JKT

##### 在ジャカルタ総領事館

Consulate-General of Japan,  
事務所は大使館と同じ  
電 報 RYOJI DJAKARTA

##### 在ウジ、ン、パンダン総領事館

Consulate-General of Japan,  
Jalan Dr.Sam Ratulangi No.26  
Ujung Pandang, Indonesia.  
(P.O.Box 222)  
電話 5490, 2103  
電 報 RYOJI UJUNGPAKANG  
Telex: C 7123  
A. 7123 RYOJI UP

##### 在スラバヤ領事館

Consulate of Japan,  
Jalan Sumatra 93, Surabaya, Indonesia.  
電話 44677, 40003, 44072  
電 報 RYOJI SURABAJA  
Telex: C. 31469  
A. 31469 RYOJI SH

##### 在メタン領事館

Consulate of Japan,  
No. 12, Jalan Suryo, Medan, Sumatra,  
Indonesia.  
電話 321533  
電 報 RYOJI MEDAN  
Telex: C. 51177  
A. 51177 RYOJI MDN

グイエトナム

在グイエトナム大使館

Nha E3, Khu Doan Ngoai Giao,  
Trung Tu, Hanoi,

電話 5-7902, 5-7977

電報 TAISHI HANOI

大韓民国

在大韓民国大使館

Embassy of Japan,  
1B-11, Chungnak-Dong, Chongro-ku,  
Seoul, Republic of Korea.

ソウル特別市鍾路区中亭路1B-11

電話 (77)5626~8 (代表)

電報 TAISHI SEOUL

Telex: C. 2287

A. TAISISL K2287

シンガポール

在シンガポール大使館

Embassy of Japan,  
16, Nassim Road, Singapore, 10.

電話 2258855~9

電報 NIHONTAISI-SINGAPORE

Telex: C. TAISI RS 353

A. TAISI RS 21353

在釜山総領事館

Consulate-General of Japan,  
No. 1147-11, Choryang-Dong, Dong-Ku,  
Busan,  
Republic of Korea.

大韓民国釜山市民区草梁洞1147-11

電話 43-9221~5

電報 RYOJI PUSAN

Telex: C. 3338P

A. RYOJIPN K3338

スリ・ランカ

在スリ・ランカ大使館

Embassy of Japan,  
No. 20, Gregory's Road, Colombo 7,  
Democratic Socialist Republic of  
Sri Lanka.

(P.O.Box 822 Colombo)

電話 93831~3

電報 TAISHI COLOMBO

Telex: C. 148

A. TAISHI CBO

中華人民共和国

在中華人民共和国大使館

Embassy of Japan,  
7Ri Tan Road, Jian Guo Men Wai,  
Peking, People's Republic of China.

北京市建国門外日理路7号

電話 代表 52-2361 (10回線)

電報 TAISHI PEKING

Telex: C. 22275

A. 22275 TAISI CN

タイ

在タイ大使館

Embassy of Japan,  
1674, New Petchburi Road, Bangkok 10,  
Thailand.

電話 252-6151~9

電報 NIHONTAISI BANGKOK

Telex: C.3020

A. 3020 TAISI TH

在上海総領事館

Consulate-General of Japan,  
1517 Huai hai Road Central  
Shanghai, People's Republic  
of China.

上海市豫園中路1517  
電話 372073 (代表)  
電話 RYOJI SHANGHAI  
Telex: C. 33061  
A. 33061 RYOJI CNK

香港

在香港総領事館

Consulate-General of Japan,  
25th floor, Gammon House 12,  
Harcourt Road, Central, Hong Kong.

香港夏慤道12号 金門大厦25楼  
電話 5-221184~8  
電話 RYOJI HONG KONG  
Telex: C. 73301  
A. 73301 RYOJI HX

ネパール

在ネパール大使館

Embassy of Japan,  
Panipokhari, Kathmandu, Nepal.  
(P.O.Box No.264)

電話 12730, 13264  
電話 TAISHI KATHMANDU  
Telex: C. NP208  
A. NP208 TAISI

パキスタン

在パキスタン大使館

Embassy of Japan,  
Plot No.53-70, Ramna 5/4,  
Diplomatic Enclave 1, Islamabad,  
Pakistan.

電話 20181~4  
電話 TAISHI ISLAMABADAABPARA  
Telex: C.805  
A. 5805 TASI PK

在カラチ総領事館

Consulate-General of Japan,  
Palace Cinema Building,  
Fatima Jinnah Road, Civil Lines,  
Karachi Pakistan.

電話 511331~2,  
電話 RYOJI KARACHI  
Telex: C.864  
A.864 RYOJI PK

バングラデシュ

在バングラデシュ大使館

Embassy of Japan,  
No.1, Shantinagar, Dacca-17,  
Bangladesh.

(P.O.Box No. 45B)  
電話 402155, 403156  
電話 TAISHI DACCA  
Telex: C. 872  
A. TAISI DAC 872

ビルマ

在ビルマ大使館

Embassy of Japan,  
No.100 Natmauk Road, Rangoon, Burma.

電話 52288(夜間), 52290, 52298,  
52640 52641  
電話 TAISHI RANGOON  
Telex: C. 2034  
A. TAISHI BM 2034

フィリピン

在フィリピン大使館

Embassy of Japan,  
375 Buendia Avenue Extension,  
Makati, Metro Manila, Philippines.

(P.O.Box891 Makati Commercial  
Center)  
電話 88-23-91, 89-18-30,  
89-18-36~9, 89-34-41~2  
電話 TAISHI MANILA  
Telex: C.7522171(RCA), 7545188(ITT)  
A. 2171 TAI PH. 5188 TAISI PM

在マニラ総領事館

Consulate-General of Japan,  
事務所は大使館と同じ  
電話 RYOJI MANILA

在ダバオ駐在官事務所

Japanese Consulate Office, Davao,  
3rd floor, China Bank,  
Claro M. Recto Street,  
Davao City, 9501, Philippines.  
電話 7-37-81  
電報 RYOJI DAVAO

マレーシア

在マレーシア大使館

Embassy of Japan,  
6th Floor, AIA Building, Jalan  
Ampang, Kuala Lumpur, Malaysia.  
電話 22400, 21531-3  
電報 NIHONTAISU  
KUALALUMPUR.  
Telex: C. MA30385  
A. TAISI MA30385

在ペナン総領事館

Consulate-General of Japan,  
No.2, Biggs Road,  
Penang, Malaysia.  
電話 362255, 362404  
電報 SORYOJI PENANG  
Telex: C 40369  
A. RYOJI MA40369

在コタ・キナバル領事館

Consulate of Japan,  
Great Eastern Life Building,  
2nd Floor, Kota Kinabalu, Sabah,  
Malaysia.  
(P.O.Box 1001)  
電話 54695, 54698  
電報 RYOJI KOTAKINABALU  
Telex: C. 80063  
A. RYOJI MA80063

モンゴル

在モンゴル大使館

Embassy of Japan,  
Nairamdalyu Gudamj 12, Ulan Bator,  
Mongolian People's Republic.  
(Central P.O.Box 1011)  
電話 24408, 28019  
電報 TAISHI ULANBATOR  
Telex: C. 229  
A. UB TAISHI 229

ラオス

在ラオス大使館

Ambassade du Japon,  
Route de Sisangvone, Vientiane,  
République Démocratique, Populaire Lao.  
電話 2584, 2968, 3343  
電報 TAISHI VIENTIANE  
Telex: C.302  
A.302 TAISI LS

大 洋 州

オーストラリア

在オーストラリア大使館

Embassy of Japan,  
112 Empire Circuit, Yarralumla,  
Canberra A.C.T.2600, Australia.  
電話 733244  
電報 NIHONTAISU CANBERRA  
Telex: C. AA62034  
A. TAISI AA62034

在シドニー総領事館

Consulate-General of Japan,  
36th Floor, CAGA Centre,  
8-18 Bent St., Sydney, N.S.W.2000,  
Australia. (G.P.O.Box No.4125)  
電話 (02)231-3455  
電報 RYOJI SYDNEY  
Telex: C.21118  
A. RYOJI AA21118

在パース総領事館

Consulate-General of Japan,  
16th Floor, Elder House, 111.St.  
George's Terrace, Perth, W.A.6000,  
Australia. (G.P.O.Box X2210, Perth, 6001)  
電話 (09)321-7816-8  
電報 RYOJI PERTH  
Telex: C. 92752  
A. RYOJI AA92752



在メルボルン総領事館

Consulate-General of Japan,  
3rd floor, "Holland House"  
492 St. Kilda Road, Melbourne,  
3004, Victoria, Australia.  
電話 267-3244  
電 路 RYOJI MELBOURNE  
Telex: C.31957  
A.RYOJI AA31957

在ブリスベン総領事館

Consulate-General of Japan,  
26th Level, Brisbane Plaza,  
68 Queen Street, Brisbane,  
Queensland, 4000 Australia.  
電話 (07)31-1438 ~ 9, 31-1430  
電 路 RYOJI BRISBANE  
Telex: C.AA41339  
A.RYOJBNE AA41339

バブア・ニューギニア

在バブア・ニューギニア大使館

Embassy of Japan,  
ANG House,  
8/8 Hunter Street, Port Moresby,  
Papua New Guinea,  
(P.O.Box 3040 Port Moresby)  
電話 211800, 211483, 211305  
電 路 TAISHI PORTMORESBY  
Telex: C. 22215  
A. TAISHI NE22215

在ポート・モレスビー総領事館

Consulate-General of Japan,  
住所 }  
電話 } 在バブア・ニューギニア大使館  
Telex: } と同じ  
電 路 RYOJI PORTMORESBY

ニュー・ジーランド

在ニュー・ジーランド大使館

7th Floor,  
Norwich Insurance House  
3-11 Hunter Street,  
Wellington, 1, New Zealand  
(P.O.Box 6340, Te Aro Wellington)  
電話 859-029  
電 路 TAISHI WELLINGTON  
Telex: C.NZ3544  
A.TAISIW TN NZ3544

在クライストチャーチ駐在官事務所

Consular Office of Japan,  
Christchurch, 1st floor,  
The Allan McLean Building,  
210 Oxford Terrace, Christchurch 1,  
New Zealand.  
(P.O.Box 1469, Christchurch)  
電話 65-680, 69-030  
電 路 RYOJI CHRISTCHURCHZ

在オークランド総領事館

Consulate-General of Japan,  
4th Floor, Bank of New South Wales  
Building, 79-85 Queen Street,  
Auckland 1, New Zealand. (P.O.Box 3959)  
電話 34-106  
電 路 RYOJI AUCKLAND  
Telex: C.NZ2665  
A.RYOJIAK NZ2665

フィジー

在フィジー大使館

Travelodge Hotel  
Room No.265, Suva, Fiji.  
P.O. Box 2312 (Government Bldg.)  
Suva.  
電話 25803 (在途) 24600 (ホテル)  
電 路 TAISHI SUVA

中 近 東

アフガニスタン

在アフガニスタン大使館

Embassy of Japan,  
No.240-241, Wazir Akbar Khan Maina,  
Kabul, Democratic Republic of  
Afghanistan.  
(P.O.Box No.80 Kabul, Afghanistan.)

電話 26844~5

電報 TAISHI KABOUL

Telex: C.16

A.16 TAISHI AF

アラブ首長国連邦

在アラブ首長国連邦大使館

Embassy of Japan,  
Abu Dhabi, United Arab Emirates.  
(P.O.Box2430)

電話 44696

電報 TAISHI ABUDHABI

Telex: C.2270 AH

A.2270 TAISHI AH

イスラエル

在イスラエル大使館

Embassy of Japan,  
Asia House, 4, Weizman Street, Tel-  
Aviv, Israel.

電話 257292~4

電報 TAISHI TELAVIVJAFFA

Telex: C.032202

A.32202 TAISHI IL

イラク

在イラク大使館

Embassy of Japan,  
41/7/35 Masbah, Baghdad, Iraq.  
(P.O.Box No.355)

電話 95356~7

電報 TAISHI BAGHDAD

Telex: C.2241

A.2241 TAISHI IK

イラン

在イラン大使館

Embassy of Japan,  
Avenue Pahlavi, Nahid Boulevard,  
No.46, Tehran, Iran.  
(P.O.Box No. 348)

電話 225437 40

電報 TAISHI TEHRAN

Telex: C.212757

A.212757 TAIS IR

在ホラムシャール総領事館

Consulate-General of Japan,  
No.90, Avenue Chehelmetri,  
Khorramshahr, Iran.  
(P.O.Box No.79)

電話 2275, 5055

電報 RYOJI KHORRAMSHAHR

Telex: C. 654096

A. 654096 RYOJ IR

クウェイト

在クウェイト大使館

Embassy of Japan,  
Rowdha, Plot No.1, St. No.13, Bldg.,  
Al-No.5, Kuwait. (P.O.Box2304 Safat)

電話 518155, 518259, 518373, 518440

電報 NIHONTAISI KUWAIT

Telex: C.2196

A.TAISI 2196KT

カタール

○在カタール大使館

Embassy of Japan,  
Shaikh Suheim Street,  
Off Salwa Circle, Doha,  
The State of Qatar.

(P.O.Box 2208 Doha)

電話 26152~3

電報 TAISHI DOHA

Telex: C.4339

A.4339 TAISI DH

サウディ・アラビア

在サウディ・アラビア大使館

Embassy of Japan,  
Palestine Road, Jeddah, Saudi Arabia.  
(P.O.Box1260)

電話 52402, 52405

電報 TAISHI JEDDAH

Telex: C.401159

A.401159 TAISHI SJ

イエメン

在イエメン大使館 (兼動)

Embassy of Japan,  
Al-Tareeq Al-Da-Ery Al-Safiyah  
Al-Gharbiyah Sanaa, Yemen Arab  
Republic.

(P.O.Box817 Sanaa)

電話 7330

電報 TAISHI SANAA

Telex: C.2345

A.TAISI 2345

ジョルダン

在ジョルダン大使館

Embassy of Japan,  
4th Circle, Jabal Amman, Amman,  
The Hashemite Kingdom of Jordan.  
(P.O.Box 2835)  
電話 42486~8  
電報 TAISHI AMMAN  
Telex: C.1518  
A.1518 TASIJO

シリア

在シリア大使館

Ambassade du Japon,  
No.15 Ave. Al-Jala'a, Damascus,  
La Republique Arabe Syrienne.  
(B.P.3366)  
電話 339421, 338273, 335677  
電報 TAISHI DAMAS  
Telex: C.11042  
A.TAISI 11042SY

トルコ

在トルコ大使館

Embassy of Japan,  
Nenehatun Cad.No.66  
Gazi Osman Pasa Mah.,  
Ankara,  
Turkey.  
(P.O.Box P.K.31-Çankaya)  
電話 27-43-24~5, 27-13-79  
27-13-90  
電報 TAISHI ANKARA  
Telex: C.42435  
A.42435 JAPN TR

在イスタンブル総領事館

Consulate-General of Japan,  
İnönü Caddesi No.24,  
Ayazpaşa, Taksim, Istanbul, Turkey  
電話 45-25-33, 45-25-95  
電報 RYOJI ISTANBUL  
Telex: C.22189  
A.22189 RYOJ TR

南イエメン

在南イエメン大使館(兼動)

Embassy of Japan,  
Crecent Hotel, Room No.7  
Steamer Point, Aden,  
People's Democratic Republic of Yemen.  
(P.O.Box1186 Steamer Point,  
Post Office Aden, P.D.R.Y.)  
電話 ホテル代表 23471, 23472  
電報 TAISHI ADEN

レバノン

在レバノン大使館

Ambassade du Japon,  
Olfat Salha Bldg., Corniche  
Chouran Ras-Beirut, Liban.  
(P.O.Box 3360)  
電話 301-301, 301-326, 305-224  
電報 TAISHI BEYROUTH  
Telex: C.TAISI 20864  
A.TAISI 20864 LE

アフリカ

アルジェリア

在アルジェリア大使館(郵便物、あて先)

L'ambassade du Japon, en Algerie Boite  
Postale No. 101 Alger, Mourad-Didouche  
1, Chemin Macklay, E.L.-Blar,  
電話 79-13-00, 79-36-00,  
79-27-04, 79-43-56,  
電報 TAISHI ALGER  
Telex: C.52911  
A.TAISI ALGER

エジプト

在エジプト大使館

Embassy of Jpan,  
14, Ibrahim' Naguib Street, Garden City,  
Cairo, Arab Republic of Egypt.  
(P.O.Box 281)  
電話 33962~4  
電報 TAISHI CAIRO  
Telex: C.92226  
A.92226 TAISI UN

エチオピア

在エチオピア大使館  
Embassy of Japan,  
Makki Square (Revolution Square),  
Finfinne Building,  
2nd floor, (P.O.Box 1499)  
Addis Ababa, Ethiopia.  
電話 448215-9  
電 報 TAISHI ADDISABABA  
Telex: C. 21108  
A. TAISI ADDIS

ガーナ

在ガーナ大使館  
Embassy of Japan,  
No.8, Rangoon Avenue, Off Switchback  
Road, Accra, Ghana.  
(P.O.Box 1637, Accra)  
電話 75616  
電 報 TAISHI ACCRA  
Telex: C. 2068  
A. TAISI ACCRA

ガボン

在ガボン大使館  
Ambassade du Japon,  
Boulevard du Bord de Mer,  
Libreville, Gabon (B.P. 2259)  
郵便物あて先  
Ambassade du Japon,  
B.P.2259 Libreville, Gabon.  
電話 73-22-97  
電 報 TAISHI LIBREVILLE  
Telex: C. 5428,  
A. TAISI LBV 5428 GO

ギニア

在ギニア大使館  
Ambassade du Japon,  
B.P.895, Mafanco Corniche Sud,  
Conakry II, République Populaire  
Revolution Naire de Guinée.  
郵便物あて先  
Ambassade du Japon,  
B.P.895, Conakry II, Guinée, Afrique  
Occidentale.  
電話 614-38  
電 報 TAISHI CONAKRY  
Telex: C. 782  
A. 782 TAISI CKRY

ケニア

在ケニア大使館  
Embassy of Japan,  
Wabera Street, Nairobi, Kenya.  
郵便物あて先  
Embassy of Japan,  
P.O.Box 60202, Nairobi,  
Kenya  
電話 332955  
電 報 TAISHI NAIROBI  
Telex: C. 22286  
A. 22286 TAISHI

ザイール

在ザイール大使館  
Ambassade du Japon,  
Avenue Mbuji-May 3668,  
Gombe, Kinshasa 1, République du Zaïre.  
郵便物あて先  
Ambassade du Japon,  
B.P.1810 Kinshasa,  
Rép. du Zaïre.  
電話 26913, 22118  
電 報 TAISHI KINSHASA  
Telex: C. 21227  
A. 21227 TAISHI ZR  
在ルブロンバシ駐在官事務所  
Office Consulaire du Japon,  
No.24 Avenue Luvua,  
Lubumbashi, Rép. du Zaïre.  
(B.P. 3555-Lubumbashi)  
電話 52-55  
電 報 RYOJI LUBUMBASHI

ザンビア

在ザンビア大使館  
Embassy of Japan,  
No. 5218, Haile Selassie Avenue,  
Lusaka, Zambia.  
郵便物あて先  
Embassy of Japan,  
P.O.Box 3390,  
Lusaka, Zambia.  
電話 52244, 52454, 52670  
電 報 TAISHI LUSAKA  
Telex: C. ZA 41470  
A. TAISHI ZA 41470

## スーダン

## 在スーダン大使館

Embassy of Japan,  
House No. 24, Block 10A, E., Street No. 3,  
Mew Extension, Khartoum, Sudan.  
(P.O. Box 1649)

電話 44549, 44554

電 略 TAISHI KHARTOUM

Telex: C. 319

A. TAISHI KM

## セネガル

## 在セネガル大使館

Ambassade du Japon,  
Immeuble Electra,  
Rue Malan, Dakar, Sénégal.  
Boite Postale No. 3140

電話 21-01-41

電 略 TAISHI DAKAR

Telex: C. 677TAISI SG

A. 677TAISI SG

## 象牙海岸共和国

## 在象牙海岸共和国大使館

Ambassade du Japon,  
Immeuble Alpha 2000,  
Tour à l 8ème étage,  
Avenue Chardy,  
Abidjan, Côte d'Ivoire.

(B.P. 1329 Abidjan)

電話 22-28-63, 32-30-43,

32-30-51

電 略 TAISHI ABIDJAN

Telex: C. 3400

A. AMBAJAP ABIDJAN

## タンザニア

## 在タンザニア大使館

Embassy of Japan,  
Plot No. 28 Kingsway Estate,  
Bagamoyo Road,  
Dar es Salaam, Tanzania.  
(P.O. Box 2577)

電話 68644~5

電 略 TAISHI DARESSALAAM

Telex: C. 41065

A. 41065 TAISI

## 中央アフリカ

## 在中央アフリカ大使館

Ambassade du Japon,  
Avenue du President Abdel Nasser,  
Bangui,  
Empire Contrafricain.  
(B.P. 1367 Bangui)

電話 61-06-68

電 略 TAISHI BANGUI

Telex: C. 5204 BANGUI

A. TAISHI 5204EC

## チュニジア

## 在チュニジア大使館

Ambassade du Japon,  
16, Rue Djebel Aurès,  
Notre-Dame, Tunis, Tunisie.  
(B.P. 1009, Tunis R.P.)

電話 285-937, 285-960

電 略 TAISHI TUNIS

Telex: C. 12456

A. TAISHI 12456 TN

## ナイジェリア

## 在ナイジェリア大使館

Embassy of Japan,  
Plot 24-25 Apese Street, Victoria  
Island, Lagos, Nigeria.  
(P.M.B. 2111)

電話 61-37-97, 61-49-29

電 略 TAISHI LAGOS

Telex: C. 21364

A. 21364 TAISI NG

## マダガスカル

## 在マダガスカル大使館

Ambassade du Japon,  
8 Rue Docteur Villette Isoraka  
Tananarive, Madagascar.  
(B.P. 3863)

電話 261-02

電 略 TAISHI TANANARIVE

Telex: C. 22308

A. 22038 TAISHI TANA

モロッコ

在モロッコ大使館

Ambassade du Japon,  
19, Avenue Tarik Ibn Ziad,  
Rabat, Maroc.  
電話 Rabat 221-59, 301-46  
電 話 TAISHI RABAT  
Telex: C. 31901  
A. TAISHI 31901M

リビア

在リビア大使館

Embassy of Japan,  
37, Shariah Abi Ben Kaab Street,  
Garden City, Tripoli,  
Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya,  
(P.O.Box 3265)  
電話 46090, 46381  
電 話 TAISHI TRIPOLILIBYE  
Telex: C. 20094  
A. 20094 TAISHILY

リベリア

在リベリア大使館

Embassy of Japan.,  
3rd floor, Providence Building,  
Ashmun Street, Monrovia, Liberia.  
(P.O.Box 2053 Monrovia)  
電話 221227, 221974  
電 話 TAISHI MONROVIALIBERIA  
Telex: C. 4209  
A. 4209 TAISIMON LI

南アフリカ共和国

在プレトリア総領事館

Consulate-General of Japan,  
1st floor, Prudential Assurance  
Building, 28, Church Square, Pretoria,  
Republic of South Africa.  
(P.O.Box No.1782 Pretoria 0001)  
電話 48-6733/6734  
電 話 RYOJI PRETORIA  
Telex: C. 3-741 SA  
A. 3-741 SA

在ケープタウン駐在官事務所

Office of Consul of Japan,  
1410 African Eagle Centre,  
2 St. George's Street, Cape Town,  
Republic of South Africa.  
電話 43-0122  
電 話 HYDJI CAPETOWN

南ローデシア

在フールズベリ-総領事館 (一時閉鎖)

中 南 米

アルゼンティン

在アルゼンティン大使館

Embajada del Japon,  
Azcuénaga 1035,  
Buenos Aires, Argentina.  
(Casilla de Correo No. 4595  
Correo Central)  
電話 825-5333, 83-1031-34  
電 話 TAISHI BUENOSAIRES  
Telex: C. 012-1884  
A. 121884AR TAISI

ヴェネズエラ

在ヴェネズエラ大使館

Embajada del Japon,  
Quinta "Haranba",  
Avenida San José, La Floresta,  
Caracas, D.F. Venezuela.  
(APARTADO N° 21308, San Martin  
Caracas 102,  
Venezuela)  
電話 284-92-22  
電 話 TAISHI CARACAS  
Telex: C. 23363  
A. 23363 TAISHICA

スリナム

在スリナム大使館 (兼勤)

Embassy of Japan,  
Travenstraat 23-25,  
Paramaribo, Surinam.  
(P.O.Box No. 2921 Paramaribo)  
電話 74860, 74901  
電 話 TAISHI PARAMARIBO

トリニダード・トバゴ

在トリニダード・トバゴ大使館

Embassy of Japan,  
6, Mary Street, St. Clair,  
Port of Spain, Trinidad and Tobago.  
電話 (62) 22342  
電 話 TAISHI PORT OF SPAIN

ウルグアイ

在ウルグアイ大使館

Embajada del Japón  
Rincón 487, Piso 5<sup>o</sup> Montevideo,  
Uruguay.  
電話 91-3936, 91-3938  
電 路 TAISHI MONTEVIDEO  
Telex: C. UY 807  
A. TAISI UY 807

エクアドル

在エクアドル大使館

Embajada del Japón,  
Avenue Rio de las Amazonas No. 239,  
y calle 18 de Septiembre,  
Edificio Alvarez Burbano, 7<sup>o</sup> Piso,  
Quito, Ecuador.  
(P.O.Box 3031)  
電話 541-855 (代表)  
電 路 TAISHI QUITO  
Telex: C. 022185  
A. 2185 TAISI ED

エル・サルヴァドル

在エル・サルヴァドル大使館

Embajada del Japón,  
Avenida Roosevelt 3107,  
Edificio La Centroamericana 2<sup>o</sup> Piso,  
San Salvador, El Salvador, C.A.  
(Apartado Postal 115)  
電話 23-4626, 23-4665  
電 路 TAISHI SANSALVADORSALV  
Telex: C. 20099  
A. 20099 TAISAL

キューバ

在キューバ大使館

Embajada del Japón,  
Calle 17 No.552, Esquina D. Vedado,  
La Habana, Cuba.  
(Apartado No. 732)

郵便物あて先

c/o Embajada del Japón,  
Paseo de la Reforma 395,  
Col. Cuauhtémoc  
Mexico 5.D.F., Mexico.  
電話 32-5554~5, 32-5598  
電 路 TAISHI HAVANA  
Telex: C. TAISHI HAVANA  
0051260  
A. TAISHI HAVANA

グアテマラ

在グアテマラ大使館

Embajada del Japón,  
Ruta 6,8-19, Zona 4, Guatemala,  
Guatemala, C.A.  
(Apartado Postal No. 531)  
電話 31-9666~8  
電 路 TAISHI GUATEMALA  
Telex: C. 4126  
A. 4126 TAISHI GU

コスタ・リカ

在コスタ・リカ大使館

Embajada del Japón,  
Barrio Rohrmoer,  
Sabana Oeste, Primera Entrada,  
500 Mts. Oeste y 100 Mts. Norte  
San José, Costa Rica.  
(Apartado No. 501 y No. 10. 145)

郵便物あて先

Embajada del Japón,  
Apartado 501, San José Costa Rica.  
電話 32-19-44, 32-12-55  
電 路 TAISHI SANJOSECR  
Telex: C. 2205  
A. 2205 TAISI

コロンビア

在コロンビア大使館

Embajada del Japón,  
Calle 72, No. 13-23,  
Piso 4, Bogotá, Colombia.  
(Apartado Aéreo 7407)  
電話 255-77-29, 255-79-69  
248-58-50, 248-46-93  
電 路 TAISHI BOGOTA  
Telex: C. 043-327  
( 課外からのコール 43-327 )  
A. 43327 TAIS CO

チリ

在チリ大使館

Embajada del Japón,  
Huérfanos 757, 8<sup>o</sup> Piso, Casilla 2877,  
Santiago, Chile.  
郵便物あて先  
Embajada del Japón,  
Casilla 2877,  
Santiago, Chile.  
電話 31163  
電 路 TAISHI SANTIAGODECHILE  
Telex: C. 3520132  
A. 3520132 TAISI

ドミニカ共和国

在ドミニカ共和国大使館

Embajada del Japón,  
Avenida Bolívar 856,  
Santo Domingo,  
República Dominicana.  
(Apartado No. 1236)  
電話 689-9181-2, 682-1350  
電 路 TAISHI SANTODOMINGO  
Telex: C. 4154  
A. 4154 EJAPON } RCA

ジャマイカ

在ジャマイカ大使館(兼勤)

Embassy of Japan,  
Belvedere, Beverly Drive,  
Kingston 6, Kingston, Jamaica.  
郵便物受取  
Embassy of Japan,  
P.O.Box 6, Kingston 6,  
Kingston, Jamaica.  
電話 92-76161  
電 路 TAISHI KINGSTON  
Telex: C. 2304  
A. 2304 TAISHI JA

ニカラグア

在ニカラグア大使館

Embajada del Japón,  
Calle Monumental de los Bomberos  
de Managua, 75vs. abajo,  
Managua, Nicaragua.  
(Apartado Postal No. 1789)  
電話 27807, 22012  
電 路 TAISHI MANAGUANIC  
Telex: C. 3751080  
A. TAISHI 1080

パナマ

在パナマ大使館

Embajada del Japón,  
Calle 50 y Calle 61, Edificio Don  
Camilo, Apartado No. 1411, Panamá 1,  
República de Panamá.  
電話 23-9750  
電 路 TAISHI PANAMA  
Telex: C. 368780  
A. 368780-TAISHI

パラグアイ

在パラグアイ大使館

Embajada del Japón,  
Avenida Marscaí  
López No. 2364  
Asunción, Paraguay.  
(Casilla de Correo 1957)  
電話 63-682, 64-616-8  
電 路 TAISHI ASUNCION  
Telex: C. 131  
A. 131 PY TAISHI

在エンカルナシオン領事館

Consulado del Japón,  
Calle Posadas No. 1290, Villa Alta,  
(Casilla de Correo No. 55)  
Encarnación, Paraguay.  
電話 287-8  
電 路 RYOJI ENCARNACION

ブラジル

在ブラジル大使館

Embaixada do Japão,  
Avenida das Nações, Lote 39,  
Brasília, D.F., Brasil.  
(Caixa Postal 07-0891)  
電話 242-6983, 242-6552, 242-6543,  
242-6475, 242-6454, 242-6866  
電 路 TAISHI BRASILIA  
Telex: C. 0611376  
A. 611376 TAIS BR



在サンパウロ総領事館

Consulado Geral do Japão,  
"Edifício Kyoei Paulista",  
Avenida Paulista 475, 5<sup>o</sup> ~ 8<sup>o</sup>  
São Paulo, Brasil.  
(Caixa Postal 361)  
電話 287-0100(代表)  
電 路 RYOJI SAOPAULO  
Telex: C. 1121095  
A. 1121095 CGJA BR

在クリチバ領事事務所

Consulado do Japão em Curitiba,  
Rua Marechal Deodoro, 51  
Edifício Wenceslau Glazer, 6<sup>o</sup>  
andar, Curitiba, Paraná, Brasil  
(Caixa Postal 6028)  
電 話 (0412)-24-3861

在ヘレーン総領事館

Consulado Geral do Japão,  
Travessa Presidente Pernambuco 352,  
66.000-Belém, Estado do Pará,  
Brasil.  
(Caixa Postal 912)  
電 話 222-1900, 222-2601  
電 路 RYOJI BELEMPARA  
Telex: C. 911005  
A. 911005 RYOJBR

在ポルト・アレグレ総領事館

Consulado Geral do Japão,  
Rua Hilário Ribeiro, 122  
Moinhos de Vento, 90.000-Porto Alegre,  
Rio Grande do Sul, Brasil.  
(Caixa Postal 1022)  
電 話 22-02-83, 22-30-55, 22-25-50  
電 路 RYOJI PORTOALEGRE  
Telex: C. 051-1072  
A. 511072 CGJA BR

在リオ・デ・ジ・ネイロ総領事館

Consulado Geral do Japão,  
Rua das Laranjeiras, 192,  
22240 Rio de Janeiro. RJ, Brasil  
電 話 265-5252  
電 路 RYOJI RIODEJANEIRO  
Telex: C. 02121967  
A. 2121967 CGJA BR

在レシフ、総領事館

Consulado Geral do Japão,  
Avenida Dantas Barreto, 191  
Edifício Santo Antônio, 3<sup>o</sup> andar,  
50.000 Recife, Pernambuco, Brasil.  
(Caixa Postal 502)  
電 話 (081) 224-1930, 224-2059  
電 路 RYOJI RECIFE  
Telex: C. 0811166  
A. 811166 CGJA BR

在マナオス領事館

Consulado do Japão,  
Rua Lima Bacury, 255  
69.000 Manaus, Amazonas, Brasil.  
(Caixa Postal 307)  
電 話 332-2000, 234-2521  
電 路 RYOJI MANAUS  
Telex: C. 0922260  
A. 922260 CGJA BR

ペルー

在ペルー大使館

Embajada del Japón,  
Avenida San Felipe 356  
Jesús María, Lima, Perú.  
(Apartado No. 3708)  
電 話 61-4041  
電 路 TAISHI LIMA  
Telex: C. 25533  
A. 25533PUTAISILIM

在リマ領事館

Consulado del Japón,  
事務所は大使館と同じ  
電 路 RYOJI LIMA

ボリウエア

在ボリウエア大使館

Embajada del Japon,  
Calle Sanchez Lima No. 2900,  
La Paz, Bolivia.  
(P.O.Box 2725)  
電話 373151, 373152  
電略 TAISHI LAPAZ  
Telex: C. 3560033(ITT), BX5348(RCA)  
A. TAISI 3560033, TAISI BX5348

在サンタクルス領事事務所

La Oficina del Consul del Japon,  
Calle Sucre 155  
Santa-Cruz, Bolivia.  
(Casita No. 543)  
電話 2-2516  
電略 RYOJI SANTACRUZBOLIVIA

ホンデュラス

在ホンデュラス大使館

Embajada del Japon,  
Segunda Avenida, Frente a la  
Plazuela del Guanacaste,  
Colonia Reforma, Tegucigalpa D.C.,  
Honduras, C.A.  
(Apartado Postal 125-C)  
電話 22-6828 ~ 9  
電略 TAISHI TEGUCIGALPA  
Telex: C. 1141  
A. 1141 TAISITEG HT

メキシコ

在メキシコ大使館

Embajada del Japon,  
Paseo de la Reforma 395,  
Col. Cuauhtémoc,  
México 5, D.F. México.  
(Apartado 5-101)  
電話 525-46-20(ITA)  
電略 TAISHI MEXICO  
Telex: C. 017-72-420  
A. 1772420 TAISME

ハイチ

在ハイチ大使館(兼勤)

Ambassade du Japon  
Villa Bella Vista,  
No. 2 Imp. Tulipe, Desprez,  
Port-Au-Prince, Haiti.

経使宛て先

Ambassade du Japon,  
P.O.Box 2512  
Port-Au-Prince, Haiti.

電話 25875

電略 TAISHI PORTAUPRINCE

兼轄公館及び被兼轄公館名

兼 轄 公 館 名	被 兼 轄 公 館 名
在スリ・ランカ大使館	在モルデヴィグ大使館
在中華人民共和国大使館	在カンボディア大使館
在ヴェネズエラ大使館	在バルバドス大使館
ク	在グレナダ大使館
ク	在スリナム大使館
ク	在ガイアナ大使館
在ドミニカ共和国大使館	在ジャマイカ大使館
ク	在バハマ大使館
在メキシコ大使館	在ハイティ大使館
在イタリア大使館	在マルタ大使館
在スウェーデン大使館	在アイスランド大使館
在ベルギー大使館	在ルクセンブルク大使館
在オーストラリア大使館	在ナウル大使館
在ニュー・ジーランド大使館	在トンガ大使館
ク	在西リモア大使館
在クウェイト大使館	在バハレー大使館
在サウディ・アラビア大使館	在イエメン大使館
ク	在オマーン大使館
在レバノン大使館	在サイプラス大使館
在エジプト大使館	在南イエメン大使館
在ガボン大使館	在カメルーン大使館
ク	在チャード大使館
ク	在コンゴ大使館
ク	在サントメ・プリンシペ大使館
在ケニア大使館	在ウガンダ大使館
ク	在セイシェル大使館
ク	在マラウイ大使館
在ザイール大使館	在ブルンディ大使館
ク	在ルワンダ大使館
在ザンビア大使館	在スワジランド大使館
ク	在レソト大使館
ク	在ボツワナ大使館
在セネガル大使館	在ガンビア大使館
ク	在ギニア・ビサオ大使館
ク	在マリ大使館
ク	在モーリタニア大使館
ク	在カーボ・ヴェルデ大使館
在象牙海岸共和国大使館	在上ヴォルタ大使館
ク	在ベナン大使館
ク	在トーゴ大使館
ク	在ニジェール大使館
在タンザニアル大使館	在ソマリア大使館
在マダガスカル大使館	在モーリシャス大使館
在リベリア大使館	在シエラ・レオーネ大使館

## 6. 国別予防接種証明書要求一覧表

(昭54.10.26現在)

日本感染症学会資料

国・領域	船中	長期	コレク	その他	国・領域	船中	長期	コレク	その他
A	アフガニスタン	○	○			E	赤道ギニア	○	○
	アルバニア	○	○	○			エチオピア	○	○
	アルジェリア	○	○	○		F	フォークランド群島	○	
	(ア領)キルギス	○	○				フェロー群島	○	
	アンゴラ	○	○	○	○		フィジー	○	○
	アンタゴニア	○	○				フィンランド	○	
	アルゼンチン	○	○				フランス	○	
	オーストラリア	○	○				グアドループ		○
	オーストリア	○	○				マルティニーク		○
B	パナマ	○	○				レユニオン		○
	パレーン	○	○				(フ領)ギニア		○
	パプウアニューギニア	○	○				(フ領)ギニア	○	○
	バルバドス	○	○			G	ガボン	○	○
	ベネズエラ	○	○				ガンビヤ	○	○
	ベリーズ	○	○				ドイツ(東)	○	
	ベニン	○	○				ドイツ(西)	○	
	バーミューズ	○	○				グアテマラ	○	○
	ボリビア	○	○				グリーンランド	○	
	ボツワナ	○	○				グレナダ	○	
	ブラジル	○	○				グアテマラ	○	
	ブルキナファソ	○	○				ハンゾー島・オールド	○	
	ブルガリア	○	○				フェー・マール島	○	
	ブルUND	○	○				ギニア	○	○
C	カナダ	○	○				ギニアビサウ	○	○
	カナリア諸島	○	○				ハイチ	○	○
	カナリア諸島	○	○				ホンジュラス	○	○
	カメルーン	○	○				ホンコン	○	
	カイヤン諸島	○	○				ハンガリー	○	
	中央アフリカ	○	○				I	アイスランド	○
	チャド	○	○				アイスランド	○	○
	チリ	○	○				インドネシア	○	○
	中国	○	○				イラン	○	○
	クリスマス島	○	○				イラク	○	○
	コロンビア	○	○				イラク	○	○
	コモロ諸島	○	○				アイスランド	○	
	コンゴ	○	○				マン	○	
	クワタラ	○	○				イスラエル	○	
	キューバ	○	○				イタリヤ	○	
	キューバ	○	○				コートジボワール	○	○
	キューバ	○	○				J	ジャマイカ	○
D	カンボジア	○	○				日本	○	
	イェン	○	○				ジャージー	○	
	アンマー	○	○				マルタン	○	
	ノブ	○	○				K	ケニア	○
	ドミニカ(東)	○	○				クウェート	○	○
	ドミニカ(西)	○	○				L	ラオス	○
E	東チモール	○	○				レバノン	○	○
	エクアドル	○	○						
	エジプト	○	○						
	エルサルバドル	○	○						

	国・領域	入国	入国	入国	その他		国・領域	入国	入国	入国	その他		
L	レソト	○	○			S	セントルシア	○	○	○			
	リベリア	○	○				サンビエール・ミクロン	○					
	リビア・アラブ	○	○	○			セントビンセント	○	○				
	リヒテンシュタイン	○					サモア	○	○	○			
M	ルタセンブルク	○				サント・ピエール・ミクロン	○	○	○				
	マカオ	○	○			ナウル	○	○	○				
	マダガスカル	○	○	○		ナウフアラビア	○	○					
	マラウイ	○	○	○		ネパール	○	○	○				
	マレーシア	○	○			ネーデルラント	○	○	○				
	モルジブ	○	○	○		ニカラガ	○	○	○				
	マダガスカル	○	○	○		シンガポール	○	○					
	マルタ	○	○	○		ソロモン諸島	○	○	○				
	モリタニア	○	○			ソマリア	○	○					
	モリタニア	○	○			南アフリカ	○	○					
	ノルウェー	○	○			南オーストラリア	○	○					
	メキシコ	○	○			スペイン	○	○					
	モンゴル	○				スリランカ	○	○	○				
	セントセバスティアン	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	モロッコ	○	○			スリナム	○	○	○				
	モザンビーク	○	○	○		スウェーデン	○	○	○				
N	ナイジェリア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ナウル	○	○	○		スウェーデン	○	○	○				
	ネパール	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ネパール	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	(オーストラリア) アンタル	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ニューカレドニア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ニューヘブリヂス	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ニュージージーランド	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ニカラガ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ニカラガ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ニカラガ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ナイジェリア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ニュージーランド	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ノルウェー	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	O	オーストラリア	○	○			スウェーデン	○	○	○			
		太子作議員(7月1日)	○	○			スウェーデン	○	○	○			
パキスタン		○	○			スウェーデン	○	○	○				
パナマ		○	○			スウェーデン	○	○	○				
パプアニューギニア		○	○	○		スウェーデン	○	○	○				
パラグアイ		○	○			スウェーデン	○	○	○				
ペルー		○	○			スウェーデン	○	○	○				
フィリピン		○	○			スウェーデン	○	○	○				
ピトケアン		○	○	○		スウェーデン	○	○	○				
ポーランド		○	○			スウェーデン	○	○	○				
ポルトガル		○	○			スウェーデン	○	○	○				
プエルトリコ		○	○			スウェーデン	○	○	○				
Q		カタール	○	○			スウェーデン	○	○	○			
		R	大韓民国	○	○			スウェーデン	○	○	○		
			ルーマニア	○	○			スウェーデン	○	○	○		
			ルクセンブルク	○	○			スウェーデン	○	○	○		
S	サウジアラビア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	セントヘレナ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	セントキッツ・ネイビス	○	○			スウェーデン	○	○	○				
アンギラ	○	○			スウェーデン	○	○	○					
T	タイ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	タリシ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	トニガ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	トリニダード・トバゴ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	チュニジア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	トルコ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	トルバ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ウガンダ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ウズベク	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	アラブ首長国	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	イギリス	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	カメルーン	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	タンザニア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	アフリカ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	オーストラリア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ウズベク	○	○			スウェーデン	○	○	○				
U	ウズベク	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ウズベク	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ウズベク	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ウズベク	○	○			スウェーデン	○	○	○				
V	ベネズエラ	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ベトナム	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ブルンジ(が領)	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ブルンジ(米領)	○	○			スウェーデン	○	○	○				
W	ウズベク	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ウズベク	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ウズベク	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ウズベク	○	○			スウェーデン	○	○	○				
Y	イエメン	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ユーゴスラビア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ザンビア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ザンビア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
Z	ザンビア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ザンビア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ザンビア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ザンビア	○	○			スウェーデン	○	○	○				
B	ブータン	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ブータン	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ブータン	○	○			スウェーデン	○	○	○				
	ブータン	○	○			スウェーデン	○	○	○				

〔使用符号〕○・・・どの国から到着しても要求する予防接種  
 ○・・・汚染地域から到着する者に要求する予防接種  
 A・・・航空機で到着した者に限り要求  
 B・・・全ての旅行者に勧告する予防接種  
 IN・・・年齢が1歳以上の者に要求  
 6M・・・年齢が6ヶ月以上の者に要求  
 3M・・・年齢が3ヶ月以上の者に要求

注：1) 予防接種証明書の要求及び伝染病の汚染地域は逐次変更もあります。  
 2) この表は当該国の基本的な要求の概要を挙げて一表化したものです。

7. 度量衡換算表

(1) フートポンド法とメートル法

長さ

尺	寸	寸	メートル	インチ	フィート	ヤード	マイル
1	0.166666	0.000077	0.30202	11.9305	0.994211	0.331403	0.000188
6	1	0.000462	1.81818	71.5832	5.98527	1.98842	0.00129
1790.0	2160.00	1	3927.27	154629	12884.9	4294.89	2.44032
3.3	0.55	0.000254	1	29.3707	3.28089	1.09363	0.000621
0.083818	0.013969	0.000006	0.025399	1	0.08333	0.027777	0.000015
1.00582	0.167637	0.000077	0.304794	12	1	0.333333	0.000189
3.03746	0.50291	0.000332	0.914383	36	3	1	0.000566
5210.83	885.123	0.409779	1609.31	63360	5280	1760	1

面積

坪	尺	町	平方メートル	アール	平方メートル	エーカー	平方マイル
1	0.002333	0.000333	3.305785	0.033058	0.000002	0.000016	0.000001
300	1	0.1	991.736	9.91736	0.000991	0.245072	0.000282
3000	10	1	9917.36	99.1736	0.009917	2.45072	0.002829
0.3025	0.001008	0.0001	1	0.01	0.000001	0.000247	...
30.25	0.100833	0.010083	100	1	0.0001	0.024711	0.000038
302500	1008.33	100.833	...	10000	1	247.114	0.384136
1224.12	4.08043	0.40804	4046.87	40.4671	0.004046	1	0.001582
783443	2611.47	261.147	...	25898.9	2.589988	640	1

体積

升	立方センチメートル	リットル	立方インチ	立方フィート	ガロン(英)	ガロン(米)	ブレル(米)
1	180.39	0.18039	11	0.00632	0.0397	0.04763	0.00496
0.00554	1	0.001	0.06102	0.000025	0.00022	0.00026	0.000027
5.5435	1000	1	61.024	0.0253	0.71998	0.28418	0.02745
0.0908	16.387	0.016389	1	0.00059	0.0036	0.0042	0.00045
158.9	28317	28.317	1728	1	6.22	7.45	0.775
25.2	4546	4.546	277.6	0.1608	1	1.20026	0.1249
20.9	3785	3.785	231	0.134	0.833	1	0.104
200.19	36368	36.368	2720	1.7836	8	9.6021	1

質量

両	斤	グラム	キログラム	ヤンス	ポント	トン(英)	トン(米)
1	6.25	3750	3.75	132.277	8.26732	0.00389	0.004133
0.16	1	600	0.6	21.1841	1.32277	0.00059	0.000641
0.000286	0.001666	1	0.001	0.035273	0.002204	0.0000099	0.000011
0.286666	1.66666	1000	1	35.2729	2.20442	0.000984	0.001102
0.007539	0.047249	28.3495	0.028349	1	0.0625	0.000027	0.000031
0.120958	0.755988	453.592	0.453592	16	1	0.000446	0.0005
270.946	1693.41	1016047	1016.0	35840	2240	1	1.12
241.916	1511.97	907176	907.176	32000	2000	0.492457	1

上記数値は換算の便宜上出した数値です。小数点以下の数字の取り方で多少違って来る場合があります。

メートル法換算表

尺をメートルに換算するには10で割る	メートルを尺に換算するには10を掛ける
寸をメートルに換算するには2.5で割る	メートルを寸に換算するには2.5を掛ける
町をメートルに換算するには100で割る	メートルを町に換算するには100を掛ける
平方尺を平方メートルに換算するには100で割る	平方メートルを平方尺に換算するには100を掛ける
立方尺を立方メートルに換算するには1000で割る	立方メートルを立方尺に換算するには1000を掛ける
ポンドをキログラムに換算するには2.2で割る	キログラムをポンドに換算するには2.2を掛ける
グラムをキログラムに換算するには1000で割る	キログラムをグラムに換算するには1000を掛ける
キログラムをトンに換算するには1000で割る	トン(米)をキログラムに換算するには1000を掛ける
メートルをマイルに換算するには1.609344で割る	マイルをメートルに換算するには1.609344を掛ける
ヤードをメートルに換算するには0.9144で割る	メートルをヤードに換算するには0.9144を掛ける
フィートをメートルに換算するには0.3048で割る	メートルをフィートに換算するには0.3048を掛ける
インチをメートルに換算するには25.4で割る	メートルをインチに換算するには25.4を掛ける
ポントをキログラムに換算するには0.000496で割る	キログラムをポントに換算するには0.000496を掛ける
ガロン(英)をリットルに換算するには0.227084で割る	リットルをガロン(英)に換算するには0.227084を掛ける
ガロン(米)をリットルに換算するには0.264178で割る	リットルをガロン(米)に換算するには0.264178を掛ける
ブレル(米)をリットルに換算するには0.227084で割る	リットルをブレル(米)に換算するには0.227084を掛ける

(2) 東南アジア地域の度量衡換算表

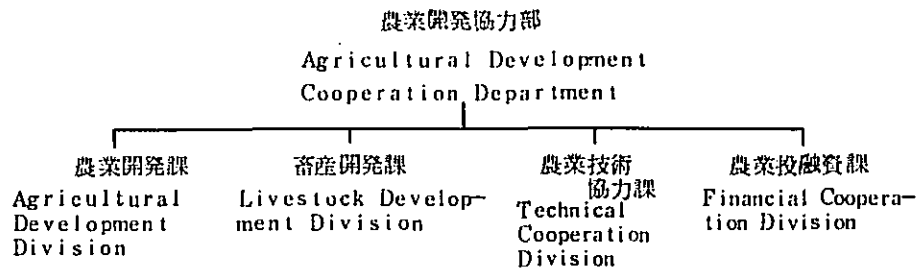
注：現在使用されていない単位を若干含んでいる。

国又は地域	長さ	面積	容積	重量
タイ	1Yot = 16km 1Sen = 49m 1Wah = 2m 1Sawk = 0.5m	1Rai = 1,600 m <sup>2</sup> 1Sq. Sen = 1,600 m <sup>2</sup> 1Ngan = 400 m <sup>2</sup>	1Kvien = 2,000 L 1Coyan = 2,000 L 1Ban = 1,000 L 1Sat = 1Thanan = 1 L	1Picul = 60 Kg 1Hap = 60 Kg 1Catty = 0.6 Kg 1Chang = 0.012 Kg
マレーシア	1 Furlong = 201.1m 1 orlong = 73.1m 1Jamba = 3.63m 1Depa = 1.82m 1Ela = 0.91m  11 Voet (木材用) = 0.283m 1 Voet (深度用) = 0.313m 1 Geographmiji = 7,420.4m	1Rood = 1,011.6 m <sup>2</sup> 1Sq orlong = 5,350 m <sup>2</sup> 1Sq Jamba = 1,337 m <sup>2</sup> 1Sq depa = 334 m <sup>2</sup>  1Are = 100 m <sup>2</sup> 1Centare = 1 m <sup>2</sup> 1Vir kant pari = 227.08 m <sup>2</sup>	1Candang = 4,547 L 1Koelak = 3.79 L 1Kan = 1.575 L 1Pintje = 0.075 L 1Koyan = 3,634.7 L  1Para = 45.4 L 1Bushel = 3.63 L 1Peck = 9.08 L 1Stere = 1 m <sup>3</sup> 1Ton (船舶用登録ト) = 283 m <sup>3</sup> 1Toombal = 6.68 m <sup>3</sup>	1Cwt = 50.8 Kg 1Stone = 6.35 Kg 1Pikul = 40.47 Kg 1Bhara = 181.4 Kg 1Kati = 1.604 Kg 1Tahil = 0.0377 Kg
スマトラ および ジャワ	1Zeemiji = 1,851.8m 1Paal (スマトラ) = 1,851.8m 1Paal (ジャワ) = 1,606.9m 1Roede = 3,767.3m  1Depa = 1.7m 1Kiran = 0.21m	1Bouw = 7,096.4 m <sup>2</sup> 1Vierkant R Roede = 14.19 m <sup>2</sup>	1Pikol = 67 L 1Kojang = 2,011 L	
フィリピン	1Fathom = 1,828m 1Hand = 0.1016m 1Rod = 5,029.1m	1Sq. rood = 1,011.6 m <sup>2</sup>  1Sq. rood = 25.29 m <sup>2</sup>	(乾量) 1Bushel = 352.377 L 1Peck ( " ) = 8.809 L 1Quart = ( " ) 1Pint = ( " ) 1Gavan = 75 L 1Canta = ( 3 " ) 1Chupa = 0.376 L	1米ton = 907.1 Kg 1Cwt = 45.35 Kg 1Qintal = 46 Kg 1Taelade = 20 1Arroba = 11.5 Kg 1Libra = 0.46 Kg 1Picul = 60 Kg

国又は 地域	長 さ	面 積	容 積	重 量
			(液量) 1 Barrei = 11932 L ( " ) 1 Gallon = 3784 L ( " ) 1 Tinaja = 48 L	1 Chinanta = 6Kg 1 Catty = 0.6Kg
ヴ エ ト ナ ム	1 Truong = 4m	1 Mau = 3600 m <sup>2</sup>	1 floe = 60 L	1 Ta = 6045Kg
	1 Perche = 4m	1 Arpent = 3600 m <sup>2</sup>	1 Setier = 60 L	1 Picul = 6045Kg
	1 Ngu = 2m	1 Sao = 360 m <sup>2</sup>	1 Thang = 23 L	1 Can = 06045Kg
	1 Toise = 2m	1 Perche = 360 m <sup>2</sup>	1 Boisseau = 23 L	1 Lang = 000377Kg
	1 Thuoc = 0.4m	1 Thuoc = 24 m <sup>2</sup>	1 Cap = 0.23 L	1 cae = 000377Kg
	1 Tac = 0.04m	1 Tac = 24 m <sup>2</sup>	1 Poignee = 0.23 L	1 Dong = 000377Kg
	1 Phan = 0.004m	1 Than = 4 m <sup>2</sup>	1 Thuoc = 0.023 L	1 Phau = 0377 gr
		1 Miene = 36 m <sup>2</sup>	1 Phuong = 30 L 1 Uyen = 1 L 1 Bat = 0.5 L 1 La = 0.1 L	
ヒ ル マ	1 Daing = 3911.5m	1 yuzana = 40385 ha	1 Coyan = 363kL	1 Kwet = 16,329Kg
	1 Ta = 3911 m	= 15.55 mile <sup>2</sup>	1 Bushel = 363kL	1 Beita = 16,329Kg
	1 Daung = 0.558 <sup>m</sup>	1 Daingyi または	1 Tin = 363 L	1 Beita =
	1 Twa = 0.2794 <sup>m</sup>	1 Pe = 7.7 ha	1 Kwe = 1/2 Bushel	1 Viss = 32,458 Kg
	= 1/2 Daung	= 1.75 Acre	1 Deck = 1/2 Kwe	1 Tikal = 3.24 Kg
	1 Maik = 0.1863m		1 Gallon = 1/2 peck	1 Ngann = 1.62 Kg
	= 1/3 Daung		= 45.43 L	1 Mat = 0.811 Kg
	1 Thi t = 0.02328m		1 Pyi = 22.7 L	1 Mu = 2Pe
1 Myaw = 1/4 Thi t		= 1/2 Gallon	1 Pe = 162.2 gr	
1 Ta(深田) = 4.47m				



## 8. 農業開発協力部の組織及び連絡先



### 連絡先

(住所) 〒160 東京都新宿区西新宿区 2 丁目 1 番地  
新宿三井ビル内 私書箱 216 号

(電話) 部長 346-5251

農業開発課 346-5252 (課長)~5255

畜産開発課 346-5256 (課長)~5258

農業技術協力課 346-5261 (課長)~5266  
5260・5270

農業投融資課 346-5267 (課長)~5269

JICA

LIFE